

令和 7 年 6 月天栄村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6 月 1 0 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	1 0
小 山 克 彦	1 0
齋 藤 寿 昭	2 1
馬 場 吉 信	2 6
吉 成 邦 市	3 2
延会の宣告	4 0

第 2 号 (6 月 1 2 日)

議事日程	4 3
本日の会議に付した事件	4 3
出席議員	4 3
欠席議員	4 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 3
職務のため出席した者の職氏名	4 4
開議の宣告	4 5
議事日程の報告	4 5

報告第1号の上程、説明、質疑	4 5
報告第2号の上程、説明、質疑	4 6
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
陳情審査報告	7 2
各委員会閉会中の継続審査申出	7 5
日程の追加	7 8
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
招集者あいさつ	8 1
閉会の宣告	8 1

6 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和7年6月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年6月10日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 例月出納検査の結果
日程第 5 陳情の付託
日程第 6 村長行政報告
日程第 7 一般質問
日程第 8 報告第1号 令和6年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告について
日程第 9 報告第2号 令和6年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告について
日程第10 議案第1号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第2号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第3号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第13 議案第4号 令和7年度天栄村一般会計補正予算について
日程第14 議案第5号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1 番	齋 藤 寿 昭	2 番	石 塚 喜 吉
3 番	吉 成 邦 市	4 番	馬 場 吉 信
5 番	大 浦 トキ子	6 番	服 部 晃
7 番	小 山 克 彦	9 番	円 谷 要
10 番	大須賀 溪 仁		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸	副 村 長	揚 妻 浩 之
教 育 長	長 場 壮 夫	参 事 兼 総 務 課 長	小 山 富美夫
企画政策課長	森 和 昭	税 務 課 長	塚 目 弘 昭
住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	芳 賀 信 弘
産 業 課 長	大 木 伸 一	建 設 課 長	関 根 文 則
参 事 兼 会 計 管 理 者	熊 田 典 子	湯 本 支 所 長	星 淳
教 育 課 長	小 山 泰 明	生涯学習課長	櫻 井 幸 治

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒 澤 伸 一	書 記	鈴 木 政 則
書 記	小 山 ちえみ		

◎開会の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和7年6月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和7年6月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、令和7年6月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 小山 克彦 議員

9番 円谷 要 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る6月3日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和7年6月天栄村議会定例会の会期について審議いたしました結果、本定例会の会期は6月10日より16日までの7日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部議員からのご報告がありましたとおり、本日より6月16日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの7日間と決定することに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

◎例月出納検査の結果

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらにつきましても、皆さんのお手元に配付いたしておきました報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は2件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりでございます。

なお、これらの件につきましては、所管の総務常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

◎村長行政報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、村長行政報告。

村長より令和7年6月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） おはようございます。

本日ここに、令和7年6月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告2件、議案5件を提案し、ご審議いただくわけですが、議案の説明に先立ち、3月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、総務関係につきましては、5月17日に村制施行70周年記念式典を村内外から多くの方にご臨席を賜り、盛大に挙行することができました。また、村の発展に功績のあった方々をたたえ、表彰を行いました。議会では、大須賀議長、服部議員、大浦議員が特別功労表彰、円谷副議長が自治功労表彰を受章いたしました。改めてお祝い申し上げます。

また、70年の歩みを振り返るとともに、現在の村を紹介する記念誌を作製し、各世帯へ配付いたしました。

本式典を契機とし、「未来につなぐ村づくり」を目指し、国、県、関係団体、村民の皆様と連携しながら、職員一同さらに取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力をお願いいたします。

5月22日には、本年第2回目の駐在員会議を開催し、これから本格的な梅雨の時期を迎えるに当たり、地区自主防災組織における防災対策、災害時の避難行動や地区防災計画の更新、6月15日に開催する全行政区参加による避難訓練の実施などについて、ご協力をお願いいたしました。

次に、物価高騰対応につきましては、これまで物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活支援商品券発行事業や物価高騰対応重点支援給付金給付事業等を実施し、物価高騰の影響を受けた村民の生活支援と消費の下支えを図る支援を行ってまいりました。

昨年度につきましては、所得税及び住民税から1人当たり4万円を控除する定額減税と、定額減税では控除しきれない方へは調整給付金として支給いたしました。調整給付金は速やかな支給のために推計税額での算定による給付を行ったため、本年度は税額確定後にその差額が生じた方に対し不足額の給付を実施いたします。

次に、ふるさと納税事業につきましては、多くの皆様の寄附により、令和7年3月末現在において寄附総額が1億2,000万円を超え、過去最高となりました。引き続き、ふるさと納税制度を活用し、地域の優れた特産品を全国にPRするとともに、自主財源の確保に努め、少子高齢化対策や教育・福祉の充実、地場産業の振興など、魅力ある村づくりを進めてまいります。

次に、人口減少対策を目的とした小規模住宅団地の整備につきましては、昨年度末に5区画の敷地造成工事が完成し、宅地の分筆登記などの手続きを現在進めており、準備ができ次第、分譲を開始することとしています。

次に、関東天栄ふるさと会の役員会が5月28日に開催され、本年度の総会を10月12日に東京グリーンパレスにおいて開催することが決定されました。これまで例年7月に開催されておりましたが、近年の高温の状況を鑑み、秋に開催することとなりました。議員の皆様には、ぜひ足をお運びいただきますようお願いいたします。

次に、子育て支援につきましては、3月17日に第1子5組、第2子3組、第3子2組、第4子1組のご家庭に、村の宝である子どもたちの健やかな成長を願い、子宝祝い金を贈呈いたしました。

次に、健康づくり事業につきましては、4月24日に天栄村健康推進員委嘱状交付式及び第1回会議を開催いたしました。各行政区より推薦された健康推進員40名に委嘱状を交付し、村民の健康増進の推進と村の保健事業への協力をお願いいたしました。

また、6月17日から実施する住民総合健診に向け、現在受診勧奨を行っております。多くの方に健診を受診していただき、日々の健康管理の意識づけ、がんや糖尿病など生活習慣病の早期発見、早期治療につなげ、村民の健康増進を図ってまいります。

次に、ごみ処理事業につきましては、4月からプラスチック製品やプラマークの容器包装について、プラスチック資源としての収集を開始するとともに、家庭用生ごみ処理機等の購入費用についての補助金を新設し、リサイクルの推進とごみの減量化に努めております。

次に、税務関係につきましては、4月に軽自動車税、5月に固定資産税と個人村県民税特別徴収分の納税通知書を発送いたしました。6月には個人村県民税普通徴収分及び国民健康保険税の納税通知書発送を控えており、引き続き公正かつ公平な課税を進めてまいります。

収税業務につきましては、村税等特別滞納整理対策本部を設置し、4月から5月末の出納閉鎖期間にかけて、全職員体制で滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等による滞納整理を実施いたしました。また、納付が困難と見込まれる納税者に対して早めの納税相談を行い、新たな未納の防止に努めてまいります。

次に、国土調査につきましては、昨年度より実施している湯本第31地区の居平、ほか5字の地積測量と所有者による閲覧、さらには新規地区の湯本第32地区の宮下、ほか5字の一筆地調査の実施に向けた準備を進めております。

次に、農業関係につきましては、異常気象、インバウンド需要や減反政策など様々な要因が重なり、全国的に米の価格高騰と品薄が深刻化しております。このような背景から、令和7年産主食用米の作付面積は増加することが想定されますが、猛暑による高温障害、担い手不足、農業機械や生産資材の高騰など、依然として農業を取り巻く環境は厳しい状況にある

ことから、将来にわたり安定的に米作りができるよう支援を行ってまいります。

5月2日に米・食味分析鑑定コンクール国際大会 in 須賀川岩瀬に係る実行委員会総会が須賀川市役所において開催されました。本年は7月4日、5日に須賀川岩瀬米飯官能鑑定士養成講座、11月16日に須賀川岩瀬プレ大会が、ともに須賀川市民交流センター t e t t e で開催されますので、引き続き関係機関と連携を図りながら、次年度に須賀川文化センターで開催される国際大会の機運醸成に取り組んでまいります。

次に、てんえいふるさと公園整備事業につきましては、遊具、パーゴラ・ベンチなどの休養施設等の設置工事が3月に完了いたしました。最終年度となる本年度は、芝張りや散水設備等の整備に取り組み、早期完成を目指してまいります。

道の駅季の里天栄は、4月27日に来店者数100万人を達成し、5月24日、25日にはリニューアルオープン2周年祭が開催され、野菜の詰め放題やアラ汁が無料で振る舞われ、大勢の人でにぎわいを見せておりました。今後も多くの方に来店していただけるよう取り組んでまいります。

次に、商工観光関係につきましては、5月28日、29日に、教育旅行として天栄村ふるさと夢学校が主体となり茨城県笠間市の友部中学校の生徒155名の受け入れを行い、村内ペンションや旅館に分宿し、自然散策などの体験学習を行いました。今後も教育旅行の誘致に努め、旅行での体験を通し本村の魅力を発信してまいります。

また、村観光協会による、お1人様1泊当たり2,000円の割引と1,000円分のクーポン券付き「泊まって得とくキャンペーン」が6月6日より開始となりました。本キャンペーンにより、多くの方に本村の魅力ある観光資源を知っていただけることが期待されます。

次に、緊急自然災害防止対策事業につきましては、道路施設の予防保全を図るため、児渡滝田線外2路線の舗装打換工事を4月に着手いたしました。

次に、上水道事業につきましては、石綿セメント管更新事業として、本年度工事施工予定の飯豊字三ツ石地内測量設計業務委託、また天房四十檀線の配水管布設工事をそれぞれ5月に着手いたしました。

次に、学校教育関係につきましては、4月7日に令和7年度入学式を開催し、広戸、大里、牧本、湯本の各小学校に計29名、天栄中学校に32名の新1年生が入学いたしました。また、4月10日には幼稚園入園式を開催し、天栄幼稚園に30名、湯本幼稚園に1名の新入園児が入園いたしました。

次に、4月17日に村教育方針説明会を各学校の全教職員参加のもと開催し、「村はひとつ 学校はひとつ 願いはひとつ 地域コミュニティを核とした天栄だからできる少人数教育」を基本理念とする、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進する重点施策について説明を行い、教育行政の目標について共通理解を図りました。

また、5月7日に、つなぐ教育推進会議を開催し、村の子どもたちの夢や希望の実現のために、幼・小・中12年間の教育を連続的・有機的に実施することで、村における公教育を様々な側面から関連性を高めていくことへの共通理解を深めました。

また、天栄中学校では総合的な学習の時間を利用し、年間を通じて、ふるさとである天栄村を探究的に学ぶ「ふるさと・夢プロジェクト」が4年目を迎えました。本年度第1回目は、4月28日に天栄中学校において「村長講話」として、私自らが村の魅力と様々な取り組みなどについて話す機会をいただき、私の思いを全校生徒に伝えさせていただきました。最後に、中学生から村に対する質問をいただき、村の課題や思い描く将来像について意見交換をすることができました。

次に、子どもたちの活躍につきましては、5月11日に広戸、大里、牧本の各小学校で、それぞれ運動会が開催されました。子どもたちは練習を重ね、その成果を存分に発揮し、保護者や地域の方々へ披露することができました。

また、5月14日、15日に、県中地区陸上競技大会が開催され、天栄中学校において女子共通800メートル、男子1年100メートル、男子共通110メートルハードル、男子共通200メートル、男子1、2年400メートルリレー、男子共通四種競技及び女子共通四種競技において県大会出場権を獲得したほか、6月3日、4日の岩瀬支部中体連総合大会では、バドミントン女子団体で県中大会出場を獲得し、すばらしい成績を収めております。

次に、学校施設整備につきましては、繰越事業である広戸小学校、大里小学校及び天栄中学校体育館の空調設備設置工事、天栄中学校体育館の照明改修工事に着手いたしました。災害時に避難所として活用される各体育館の機能強化を図ってまいります。

次に、統合小学校を見据えた取り組みとして、小学校異文化体験事業をブリティッシュヒルズで5月から開始し、30日には村内の小学2年生37名が、レッスンや移動の時間を通じ親睦を深めました。今後、順次、各学年において実施し、同学年同士の交流を図ってまいります。

次に、生涯学習関係につきましては、放課後子ども教室において、大里小学校で44名、牧本小学校で47名の計91名、放課後児童クラブにおいて、広戸小学校で69名の児童が放課後の安全な居場所として活用しており、自主学習や運動などの様々な活動を行う中で、子ども同士、学年を超えた交流が図られるばかりでなく、安全管理員や活動指導員など地域の方と触れ合うことで、学校だけでは学ぶことのできないふるさと教育の実践も図られております。今後も子どもたちの安全に配慮しながら事業を実施してまいります。

次に、地域学校協働活動事業につきましては、地域と学校の連携・協働を推進することを目指し、コミュニティスクールの充実を図ることとしており、この事業の一環として、学校が地域との連携を図るための農業体験や、子どもから大人までを対象とした年代ごとの英会

話教室を本年度も開始いたしました。

また、てんえい村民教室として、高齢者を対象とした寿大学、幅広い年齢を対象とした各種講座や教室も順次開講しており、村民の生涯学習機会の拡充と推進に努めております。

次に、3月23日には、第6回天栄村演芸発表会を生涯学習センターにおいて開催いたしました。当日は天栄山黄金太鼓保存会による勇壮な太鼓の演奏に始まり、村内で活動する個人や団体による踊りや民謡、カラオケなど7団体による30の演目が披露され、来場者からは大きな拍手が送られていました。

次に、5月31日から6月1日にかけて、福島県郡山自然の家において、村内小学校4年生から6年生を対象としたアウトドアチャレンジ事業を開催いたしました。この事業は、現代に生きる子どもたちがアウトドア体験を通じて、生き抜く力やたくましさを身につけることを目的とし、参加した22名の児童は、野外炊飯やマッチによる火起こしなどに悪戦苦闘しながらも、一人一人が生き活きとプログラムをこなしていました。

6月6日から7日には、生涯学習センターにおいて、第55回さつき・山野草展を開催いたしました。会場には村盆栽愛好会会員の皆様の丹精を込めた作品が32点展示され、来場者を楽しませていました。

次に、湯本地区につきましては、4月16日に湯本小学校において桑名歯科医院の院長先生を講師に予防の大切さについて講演をいただきました。児童や保護者、地域の皆様も熱心に耳を傾け、免疫力アップの効果がある口の体操などを行いました。

5月11日には、湯本体育館において湯本地区合同大運動会が開催されました。湯本幼稚園、湯本小学校の子どもたちや多くの地域の皆様にご参加いただき、交流が図られました。

また、湯本公民館講座として、高齢者を対象とした湯本いきいき学び大学や、つるし飾り教室、健康維持や体力向上を図るヨガ教室や各種スポーツ教室などを順次開講し、心身の健康増進や交流機会の拡充に努めております。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告2件、議案5件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 令和6年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告及び報告第2号 令和6年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告につきましては、いずれも繰越額が確定いたしましたので報告するものであります。

議案第1号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、適用期限について所要の改正を行うものであります。

議案第2号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、保険税水準の統一に向けた取組と安定的な運営を目指すため、所要の改正を行うものであります。

す。

議案第3号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更につきましては、構成団体の一部変更に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第4号 令和7年度天栄村一般会計補正予算につきましては、物価高騰対応重点支援給付金事業、防災行政無線設備整備工事などにより2億8,060万円を追加し、歳入歳出それぞれ49億1,560万円とするものであります。

議案第5号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、資金的収入において2,000万円、資金的支出において2,690万円をそれぞれ追加補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和7年6月10日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（大須賀溪仁） これで村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

40分。

（午前10時26分）

○議長（大須賀溪仁） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午前10時38分）

◎一般質問

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は4名であります。質問は、最初に7番、小山議員、次に1番、齋藤議員、続いて、4番、馬場議員、3番、吉成議員の順序によって行います。

一般質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁につきましては的確にお答え願います。

◇ 小 山 克 彦

○議長（大須賀溪仁） 初めに、7番、小山議員の一般質問の発言を許します。

7番、小山議員。

〔7番 小山克彦 質問席登壇〕

○7番（小山克彦） おはようございます。

天栄村会議規則によりまして、村の行政について2つ、一般質問を行います。

まず、1問目ですが、差し迫る交通移動制約者対策について。

団塊世代が後期高齢者となり、安全のために運転免許の返納が奨励されていることもあり、今後、車などの移動手段を持たない住民が増加することは確実です。買物や病院への通院、銀行、農協、郵便局、役場など、いわゆる用足しができない住民の足の確保は村の最重要課題と言えます。特に湯本地区は広範囲で集落が散在し、高齢者も多い地区で、村内でも対策を急ぐべきところと考えます。児童・生徒の通学バスなどの運行も併せて、湯本地区の効率的な運行システムをどのように構築していくのか、村長の考えを伺います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

これまで村では、高齢者や障害者などを対象に、バス定期券の購入補助やタクシー利用料金の助成の支援を行ってまいりました。湯本地区においては高齢者が多く、お住まいがバス路線から離れている方や、バスの運行時刻と利用時間が合わない方、さらにはタクシーの利用が経済的負担となる方など、移動手段が限られている状況にあります。

村といたしましては、本年度、国土交通省の補助事業を活用し、湯本地区においてスクールバス機能を併せ持った予約制オンデマンド交通運行の実証運行を検討しております。

本実証運行では、朝夕の登下校の時間帯はスクールバスとして運行し、それ以外の時間帯に一般の方々を予約に基づいて湯本地区内全域を移動することができるオンデマンド交通としての運行を想定しております。

この運行で利用者のニーズを把握し、利便性を高め、将来的に持続可能な交通手段となるよう進めていきたいと考えております。

今後、このような取組を進めながら、住民の皆様が利用しやすい、よりよい地域公共交通の確保に努めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 村内全域で高齢者の増加ということで、移動手段の問題が課題となっておりましたところ、今の村長のご答弁でデマンドバスの運行の実証実験が始まるということで、ひとまず交通対策のスタートかなと。スタートといっても実証実験ですので、スタートのための第一歩というふうに捉えております。

そこで、全村もそうなんですけれども特に湯本地区においての現状、どういうふうになっているのかということを尋ねてまいりたいと思います。

まず、全村的に高齢化率、全村と、それから湯本地区、大里、牧本、広戸4地区の各高齢

者率というのはどのようになっているか、住民課長、答弁願います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

高齢化率につきまして、まず全村全体では39.8%となっております。そのうち本庁地区のみですと38.5%、湯本地区が51.3%、本庁地区の旧村単位でいきますと、牧本地区が42.1%、大里地区が39.1%、広戸地区が35.9%となっております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 今の課長の答弁ですと、湯本地区がかなりの半数以上が高齢者ということがうかがえます。そこで湯本地区の高齢者、今回、運転免許証、移動手段ということで、高齢者の例えば50歳以上5年区切りの構成というのはどのようになっているのか伺いたいと思います。支所長、分かりますか。

○議長（大須賀溪仁） 湯本支所長。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） お答えいたします。

湯本地区の50歳以上の人数でございますが、まず50歳から54歳までの人数でございますが、34名、55歳から59歳までの人数が23名、60歳から64歳までの人数が46名、65歳から69歳までの人数が37名、70歳から74歳までの人数が86名、75歳から79歳までの人数が55名、80歳から84歳までの人数が36名、85歳から89歳までの人数が22名、90歳から94歳までの人数が26名、95歳から99歳までの人数が4名、100歳以上が2名であります。

こちらの人数につきましては、令和7年6月1日の住基人口の人数でございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 詳しく調べていただき、ありがとうございます。

今の答弁で見ますと、70歳から74歳が80名、75から79が55名と、今、免許を持っていたとしても5年後、10年後には免許を返納する、これは個人差があるかと思うんですけれども一概には言えませんが、そういう方が大変多くなるということが今の答弁で分かりました。

ちなみに、免許を持っていなくても世帯の中に若い方がいて車を持っていれば、移動手段としてはそれほど困らないかと思うんですけれども、湯本地区で高齢者の単身世帯と、それから若い人と一緒に単身世帯でないような世帯というのは、どのぐらいの割合でいるか教えていただけますか。

○議長（大須賀溪仁） 湯本支所長。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） お答えいたします。

65歳以上の高齢者で独り暮らしをしている世帯につきましては、令和7年6月1日現在の住基人口で59世帯、59人であります。

続きまして、65歳以上の高齢者の方で、高齢者夫婦の世帯ですとか高齢者夫婦とその両親などと一緒に暮らしていらっしゃる世帯数につきましては、60世帯で129人であります。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） ありがとうございます。

それで、単身世帯、単身でない世帯も併せまして、近年、高齢者による逆走などの交通事故、大変テレビニュースで多くなっておりますが、この湯本地区で分かる範囲で結構ですが、近年、免許返納された方、大体どのぐらいいるのか、分かる範囲で結構ですが、もし分かれば答弁願います。

○議長（大須賀溪仁） 湯本支所長。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） お答えいたします。

運転免許を返納した方の人数につきましては、こちらのほうでは把握してはおりません。聞き取り等によりまして、高齢によりまして運転を控えて家族の方が運転していると思われる方ですとか、病気等の理由によりまして運転ができないと思われる方などにつきましては、あくまで推計でございますが、65歳以上で72名、そのうち独居世帯は18名いると推計しております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 統計とか取っていないところで聞き取り調査等々でこういう数字出していただきまして、大変ありがとうございます。今いろいろ伺って、やはり湯本地区のこれから5年後、10年後の交通移動の困難者、これはもう増えるというのは多分確実だというふうに見えました。

そこで、そういう方たちの移動手段、先ほど秋にデマンドバスの運行、それから昨年12月に齋藤議員からライドシェアについて質問がありました。その他いろいろ方法があるかと思うんですが、今日、湯本から寿大学の皆さんがいらっしゃっていますので、とりあえずデマンドバスとライドシェア、これ、どういうものなのか、簡単に企画政策課長、説明してもらえますか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

まず、日本版ライドシェアというものでございますが、こちらにつきましては、タクシー会社の管理の下で、一般のドライバーの方が自家用車を利用して有料で乗客の方を送迎する

ものになります。

導入された背景につきましては、都市部でのタクシーの需要や公共交通機関のない地方での交通アクセス不足といった課題を解決するために導入された手段となっております。

先ほど申したとおり、タクシー会社が主体となって運転手の研修や運行管理、自家用車の整備管理を行って運送の責任を持つものでございます。運転手につきましては1種免許でも運転が可能です。自動車につきましては緑の営業ナンバーでなくても可能となります。主にアプリを使った配車がメインでありまして、基本的には全額、利用者の運賃から賄うものでありまして、企業主導で商業的な利益を追求するような内容になってございます。

もう一つ、こちらが公共ライドシェア、こちらにつきましては主に自治体やNPOが運営を行いまして、公共交通機関が不足している過疎地での移動手段に利用されるため、地域密着型の運営として導入されてきたものでございます。

特徴といたしましては、特定の許可や地域限定のところでは運用できないというところ、あとは自治体に関わることで利用者の負担軽減につながるというものでございます。

〔「デマンドバス」の声あり〕

○企画政策課長（森 和昭） 失礼しました。デマンドバスにつきましては、この公共ライドシェアの一つとして運営するものでございまして、自治体に関わって、その地域の公共交通の維持確保に努めるものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） それでは、秋から始まるデマンドバスの実証実験について、ちょっと具体的に質問していきます。

まず、この湯本地区の実証実験で行われるデマンドバスについてであります。内容的に期間、いつからいつまでなのかとか、予算、どういうふうな運営を行うのか、いわゆるシステムについて分かる範囲でご説明願いたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） 答えいたします。

まず、今回実施予定でありますデマンド交通の実証実験でございますが、実施の前にクリアする内容がございまして、まず実証実験前に地域公共交通の協議会の設置が必要になってまいります。こちらを設置しまして、その委員の方々に地域において地域公共交通の関係の方、そちらで今回の実施しますデマンド交通の必要性、区域、あとは運賃その他について協議をしまして、合意形成の下、その後に道路運送法に基づく登録を管轄します運輸支局、天栄村になりますと福島運輸支局になりますが、こちらに登録をいたしまして実証が開始されるという流れになります。

システムにつきましては、先ほどの村長の答弁にもありましたように、登校下校の時間帯についてはスクールバスとして活用いたしまして、それ以外の日中の時間帯に、デマンド交通として一般の方の送迎をするという内容でございます。今、検討している内容では、区域としては湯本地区内を走らせるということでの内容でございます。

予算につきましては、これからいろいろ詳しく詰めていきたいと思っております。

運営につきましては、村のほうから委託という形で公共交通を運営していただく企業ないし団体のほうにお願いしたいと考えてございます。

期間につきましては、一応、秋頃をめどにということではございますが、これからの協議会の開催、あとは関係機関との調整、特にスクールバス機能を併せ持つということですので、学校との調整、保護者も含めてですが、いろいろ調整も必要になってきますので、そちらが速やかに調整できましたら、秋頃をめどに、こちらのデマンド交通の実証実験を始めていきたいと考えております。

期間の方は年度内ですので、2月頃までを検討しております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） これ、先日、新聞で郡山市で12月頃から郡山東部地区でデマンドバス、これ予算500万というようなことで6月定例会に乘せるというような新聞出ていましたけれども、予算的には村としてはどのぐらい考えていますか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

議員がおっしゃられた金額が一つの目安というか、参考になろうかと思うのですが、やはり湯本地区なので地域性も違いますし、その辺も含めて金額のほうは今の段階ではお示しは控えさせていただければと思います。

ただ、今回、国のほうの補助事業を活用するということで、3分の2の補助率で補助を受ける内容になってございます。そちらもありますので、金額を精査した上で今後の議会のほうで補正予算で計上したいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） ということで、まだ予算もきちっと決まっていないということは、先ほど課長より説明があった事業主体はどうするのかとか、車両は何台でやるのかとか、そういうのはまだこれからという段階ですか。例えば2台とか、それから運転手が2人以上、3人とか4人というふうになれば、地元の雇用も増えるというメリットもありますし、その辺のぐらいの予定を考えているのか、分かる範囲でいいです。分かんなかったらいいですけども。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

車両につきましては、今回初めてということですので、車両1台のほうを今のところリースという形で検討しているところです。運営する委託先につきましても、できれば地元の雇用が見込めるようなところでできればということで考えてはございます。今後、今年の実証実験を踏まえて、やはり湯本地区で初めての取組になりますので、今後その事業の状況を踏まえながら、今後、中身のほうも変えていくことも一つの方向性かなというふうに考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） このデマンドバスの運行方法なんですけれども、朝はスクールバス中心で行うということで、昼間の利用者の要望ということなんですけれども、基本的に利用したい人が運営主体の元のところに電話なり、携帯のアプリか何か使うんだったらそういうふうなことで利用して、それを配車するというふうな形で希望の場所にらせていくというような方法でと考えていいんですか、どうですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

議員おっしゃられるように、電話で予約を受け付けまして、その予約に基づき、日中の時間帯に目的地まで送迎を行うという内容でございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） それでは12月に齋藤議員が過疎地型のライドシェアの質問をしました。そのとき交通空白地帯がメインということで、そこに公共交通機関、バスとか走っているの、なかなか導入については難しいところもあるんだよというようなことが言われました。ただ、今後、高齢化が進んで過疎地域が増えれば導入というのもあり得ないことではないというふうなことで、あとライドシェアのメリット、デメリット、いろいろありましたが、その後、全国でもいろいろこういう地域というのはあるかと思うんで、もし展開、何か新しい導入したとか、そういうふうな新しい情報とかというのは、あのときの答弁では、いろいろ今後、検討、調査していくというような答弁があったんですけれども、それはどうでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

さきほどの交通空白というところでの答弁のほうもありましたが、国でも交通空白の捉え方について、徐々に内容の要件を緩和といいますか、状況に即した形に考え方が変わってきているところがございます。

国では、交通空白の判断につきましては画一的な指標の判断ではなくて、地域の実情や利用者目線を踏まえた判断により、交通空白と判断していいということでございます。例えば交通空白の考え方によりますと、誰もがアクセスできる移動の足がない、または移動しづらいなどの地域交通に係る困り事を抱える地域、まさにこちらのほうが湯本地区になりますが、こういった地域について交通空白と捉えていいということで、今年の3月に交通空白の状況について、国のほうから照会が再度来まして、考え方が変わってきているというところがございます。

特に、国でもその交通空白について、特に交通空白地の住民の方の足について国でも対応しなければならないという考えにも至っているようで、今回の実証事業で活用する補助事業につきましても今年度から国でも新しい制度としてはじめてきたところでございます。国のほうでも本腰を入れて交通空白対策について検討してきたので、村といたしましても、そちらを利用しながら、今後、湯本地区の交通空白の軽減、解消に努めていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） ということで、今後、今年度デマンドの実験を行い、そしてまたライドシェアについても、これからいろいろ進展性があるということで、両方併せたというか、逆に言うと、その地域の特性に合わせたやり方の新しい移動困難者の送迎というものを考えていくというような理解でよろしいのでしょうかね。

今後、先ほどバスのほうで、取りあえず地域内の移動ということがありました。これは湯本地区が今回実験なんですけれども、これから5年後、10年後、天栄全村で各地域でデマンドバスなりライドシェアなり行う場合に、地域内での運営というのには限度があると思うんです。例えば天栄村は白河にも近い、矢吹町にも近い、須賀川、郡山。湯本だと下郷町、会津若松、いろんなところで外の町村との経済圏との交流というのがやっぱり欠かせないというふうに思うんですよね。それを今後クリアしていかないと、単なる地域の中での運営というのだけでは、ちょっと物足りないかなというふうに思うんですけれども、その点についてはどういうふうに考えていますか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、これが村の一番課題になってきます。高齢化率が当然高くなれば

なるほど足の確保をしなければならない。今言われたように病院に行かれる方、あとは日用品等、地元で買物ができない、遠いところまで行かなければならないというようなことで、あらゆるものを視野に入れながら村の実情に合ったもの、多方面にいくと相当財政的な負担も出てきますので、その辺も鑑みながら方向性を見いだしてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 今、村長がご答弁なされましたが、最終的に交通困難、全く動けないというような方が一人でもなくなるように、ひとつ努力していただきたいというふうに思っております。

それから、各地域、各個人、いろいろとその要望とかあると思うし、例えば運転免許にしましても個人差があって、私は75を過ぎたら免許返納するんだとか、そう考えている方も、いや、私は70代でやるんだとか考えている方、いろいろいらっしゃると思うんですよ。例えば村のほうで湯本地区、その他の地区、いろいろな交通に関する意向調査。例えば私は矢吹町に経済的に行っているんだとか、病院は郡山だとか、そういうのまでいろいろ把握するためにアンケート調査等々を実施したらいかがかなと思うんですけれども、どうでしょうか、課長。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

今後の方向性決める上では、ニーズの把握というのは大変重要かとは思いますが、先進事例で、この日本版ライドシェアを使った取組というようなことで全国各地で先進事例があって、私も大分以前から、前の支所長も含めて、これから足の確保というのは大変重要ですよという話もしています。そういう調査をしながら村の実情に合った対応をどこまでできるか、そういうこの方向性、まずはこの実証事業をやって、どれだけのニーズがあるかというようなことを踏まえた中で、次のステップに進んでまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） ひとつよろしく願いいたします。

それでは、一般質問の通告の2問目に入ります。

湯本地区豪雪対策について。

今年の2月4日から的大雪は、気候温暖化と言われる中で、ここ数年にはなかったほどのゲリラ豪雪となりました。2月9日には災害救助法が適用され、除雪などの救助が行われました。村長をはじめ職員の皆さんの対応に大変感謝申し上げます。

そこで、今回の大雪の被害状況、救助活動、救助法の我が村への内容など、総括してどうだったのか。また、今後増えることが想定されるゲリラ豪雨対策についてどうするのか、

資料を添付の上、答弁を求めます。お願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

令和7年2月4日から9日にかけて、福島県では会津地方を中心に大雪となり、本村におきましても湯本地区の積雪深が118センチとなり、被害が発生するおそれがあることから、9日午後に福島県に対し湯本地区への災害救助法の適用について要請し、同日適用となったものであります。

今回の大雪による人的及び建物被害は幸いにもありませんでしたが、75歳以上の高齢者世帯において、住居周囲の除雪を自力で行うことができない状況にあったことから、救助活動として村による除雪を実施いたしました。

なお、詳細につきましてはお手元の資料のとおりです。

今後につきましても、関係機関と連携をしながら迅速に情報収集や発信を行い、災害の発生防止や被害を最小限に抑えるよう努めるとともに、除雪に関しましても事業者と連携を密に、可能な限り早期の除雪作業に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） この提出されたのを拝見しますと、作業戸数が14件、湯本4、下河内1、田良尾2、大槻3、大平3、芝草1というようなことで、事業費が233万というふうになっております。

このほかに、湯本集落内で排雪について事業者を頼んでやられましたよね。あれは緊急的に行われたと思うんですけども、あのときの予算というか、緊急的に繰り出したもの、どのぐらいかかったんでしょう。ざっくりでいいですよ。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

排雪に関しましては、村で通常にやっている除雪費のほうで支払いをしております、今回その辺はその排雪に係る部分だけの金額というのは、ちょっと出していないものですから、今の段階ではちょっとお答えできない状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 先ほど村長の答弁の中で、今回の大雪に関して実際的な被害、これはなかったということなんですけれども、あの後、建設課のほうに何かほかに被害とかそういうのは全くなかったですか。この大雪に関しての被害とか苦情とか、そういうものがあつたらば。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

被害ということでございますが、大雪の後、一部、排雪する水路で湯本の地区で排雪が詰まってしまって水路が流れないというような部分があったということは伺っておりまして、区長さんからもその辺の対策ということで要望は上がっているということはあると思います。

それから、同じく住民の方が排雪するに当たって、道路脇の排水路に捨てるグレーチングを開ける部分があるんですけれども、その新しくしたグレーチングがちょっと捨てづらい状況であったりとか、あと重くて、なかなか開けづらいということで軽いものにしてほしいというような要望も伺っておりますので、その辺につきましては国道の管轄であったりしますので、土木事務所と協議している段階でございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 今、課長のほうから、湯本の国道118号から鶴沼川までの排水路なんですけれども、これ昔から、もう何十年もそのままなんですけれども、大雪になると必ず地元の住民、我々が出て排雪作業するんですけれども、やはり幅が狭いし深さが浅い、それから水量もいまいち足りていないということで、今年、堰の改修も行い、多分、水量も増えるかと思うんで、それに合わせて、やはりその水路の補修、これはぜひ早急に進めて地元の人たちの負担がないように、これ前々から区の要望として上がっているんですけれども、なかなか着手していないんですけれども、ちなみに今年1人、排雪作業で雪と水の中に落っこった人もいますし、我々、大雪なんで鶴沼川まで行けないんですよ、歩いて。本当に2メートルぐらい積もっているんで、もう歩けないんで途中で断念したというようなことがありますので、やっぱり危険なんで、水量と幅があれば、村の方が除雪した雪をそこに入れれば自然と流れるような仕組み、これは早急にやっていただきたい。危険性もあるし、あと冬期間、水が流れていけば例えば防火にもなりますので、そちらの整備のほうをよろしく願いしたいというふうに思っています。

あと、先ほど言われた118号国道沿いのグレーチングの改修なんですけれども、今、課長が土木事務所と協議の上というふうに言われましたが、何でも予算がないとかということで進まない。実は例えば田良尾集落ですと、本当に高齢の女性の方、その方が重いグレーチングを上げられないんです。これ確実に上げられないんですよ。そうすると除雪もできない、排雪もできないということで、例えば相談もいいんですけれども、そんな大した数じゃないんで村のほうでアルミの軽いグレーチングを用意して、冬期間だけそれを設置してやるというような柔軟な考え方で、例えば、そのグレーチングやるのに腰痛めて病院に行かれば医療費もかかりますし、そういうふうなことを考えれば、グレーチング軽くしてやってもらう

というようなこと、これはもう今年の冬からぜひやっていただきたいというふうに思っています。

また、大槻集落は排水が国道の両側になっているんですけれども、新しいほうが水量が少ないということで、これはほかの集落にも言えるんですけれども、冬期の前に、ぜひ各集落の水量等々を確認して、排雪の大変さがないように配慮していただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、このゲリラ豪雨、冬期間は温暖化の影響によりましてゲリラ豪雪というようなことが今後も頻繁に起きるだろうと予測が出ておりますので、国道に関しましては県管理というようにございしますが、柔軟な対応というようにお話があるように、地域の実情に合ったというように、今月、県中建設事務所との意見交換というようにございますので、その席上、所長をはじめ関係者の皆様方に村の実情、現状、そこについてちょっとお話をさせていただくというのと、排雪溝の中に水があまり来ないというようにございします。湯本地区においては関場地区の改修工事、今年実施するわけですが、そのほかにつきましても水源の確保、どういう状況なのか、ちょっと現場のほうも確認しながら、どの程度対応できるのか、そういったものを現地を見ながら実施してまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7 番、小山議員。

○7 番（小山克彦） ぜひよろしく願いいたします。

以上で私の質問、終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 7 番、小山議員の一般質問は以上で終了いたします。

ただいま一般質問の途中であります、昼食のため 1 時 30 分まで休みます。

（午前 11 時 27 分）

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1 時 30 分）

◇ 齋 藤 寿 昭

○議長（大須賀溪仁） 次に、1 番、齋藤議員の一般質問の発言を許します。

1 番、齋藤議員。

〔1 番 齋藤寿昭 質問席登壇〕

○1 番（齋藤寿昭） 天栄村村議会会議規則によりまして一般質問を行います。

通学路の危険箇所の把握と対策について。

通学下校途中の子どもの列に自動車が入り込むという、あってはならない事故が、ここ最近のニュースで連日のように報道されております。村では各学校の通学路の危険箇所を把握しているのか、また、子どもたちの安全確保のための対策をどのようにしているのかを伺いたしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

村では、通学路における子どもたちの安全を確保するため、「天栄村通学路防犯・交通安全プログラム」を策定し、各小・中学校から通学路の危険箇所について情報を収集し、把握に努めております。

また、把握した情報を基に、警察署や土木事務所、学校、村などの関係機関で構成する「天栄村通学路安全推進協議会」において、通学路の防犯上、交通安全上の危険箇所についての合同点検を2年に1回実施するとともに、個々の危険箇所についての具体的な対策を協議し、関係機関と連携しながら、カラー舗装やカーブミラーの設置、子どもたちへの交通指導を行うなど、危険箇所の解消を図っております。

今後も通学路における子どもたちの安全をより一層確実に確保するため、家庭や地域、関係機関などとの連携を密にし、危険箇所の把握とその解消に向け取り組んでまいります。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

そちら、天栄村通学路・交通安全プログラム、それに基づき天栄村通学路安全推進協議会、その中でそういった合同点検の危険箇所というのは把握しているということなんですけれども、対策が必要とされる箇所は何か所あって、そのうち対策済みは何か所か、分かる資料があれば提出を求めたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 1 時 3 3 分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1 時 3 9 分）

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お時間をいただき、ありがとうございます。お答えいたします。

令和５年度に合同点検を実施してございまして、別紙一覧のとおり20か所点検をいたしました。そのうち一部未実施、そういったものを除きまして、実施済みとしては12か所でございます。

○議長（大須賀溪仁） １番、齋藤議員。

○１番（齋藤寿昭） 資料の提出ありがとうございました。

こちらのほうの資料のほうを拝見させていただきますと、20か所中12件ということで、こちらはその合同点検のほうから出てきたと思うんですけれども、これを令和５年度実施したということで、こちらの天栄村通学路安全推進協議会、こちらのメンバーがどういった方なのかが分かればお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

協議会の構成員としましては、天栄村公立学校ＰＴＡ連合会会長、天栄村幼・小・中学校校長会会長、教育委員会教育長、交通対策協議会事務局長、天栄村建設課長、須賀川警察署交通課長、須賀川土木事務所業務課長が構成員となっておりまして、その下に幹事会といたしまして、天栄村教育課長、教育課担当者、総務課担当者、建設課担当者、須賀川土木事務所業務課担当者、須賀川警察署交通課担当者として駐在所の職員の方が入っております。

○議長（大須賀溪仁） １番、齋藤議員。

○１番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

その中に天栄村公立学校ＰＴＡ連合会会長、昨年まで私、務めさせていただいたんですけれども、これ令和５年に実施したということで、こういったことをやったという経緯が私はちょっと把握できていなかったものですから大変勉強になりました。

それで、通学路の安全推進協議会もありますけれども、先日、学校運営協議会がございまして、各学校長からのほうからお聞きしたところ、通学路の安全確保に不安があるというお話がありました。その中で校長先生等から何点か疑問というか、なぜというのがあったんですけれども、県道の通学路はカラー舗装になっているのに、村道の通学路、なぜなっていないのかとか、また、県道でもカラー舗装になっている箇所、なっていない箇所というのがあるのがあったんですけれども、そちらについて、なぜかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

教育課では２年に１度、合同点検を実施してございますが、この実施に当たりまして、各

学校のほうから通学路の危険箇所ということで情報を収集してございます。その中に、その危険箇所の対策の要望として今まで入っていなかったのかなと。入っているものに関しましては、その場でこういった対策が必要かということを検討してございますので、その際に入っていなかったからかなというふうに考えております。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

各学校からの要望が入っていなかったということなんでしょうけれども、その辺は多分、学校の校長先生、2 年に1 度替わってしまうということもありまして、その辺の引継ぎとかそういったことは、もしかして言わなくてもやってくれるのかなというふうに思っている校長先生もいるのかと思うので、その辺は逆に村のほうから周知していただくような方法を取っていただければと思います。

私、以前、保育所の父母の会の会長をやっていたのが七、八年前、2 回やっているんですけども、1 回目のときに、こちら、ちょっと私の記憶も曖昧なんですけれども、総務課のほうから通学路の危険箇所ということでアンケートをいただいたことがあったんです。そのときにそのカラー舗装の件、お出ししたんですけれども、その後の回答というか、そういったものがなかったというのをちょっと記憶しております。

あと、各学校の校長先生の中からもあったのが、学校近辺でやっぱり飛ばして運転をする人、そういった方を見かける。それを学校近辺、スクールゾーンで速度規制するということもできないのかなというお話も出たんですけれども、その辺についてお伺いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

私のほうからは、そのスクールゾーンに関してですが説明させていただきたいと思います。

まず、スクールゾーンについては、学校の通学路に対しての安全対策として、通学時間帯に車が進入できないように規制をかけたり、あるいはその時間帯は特定な、また別な規制をかけたりというような、そういうのがスクールゾーンと言われるもので、もう1 点、お話は出ていなかったんですが、ゾーン30という規制をかけるものがございます。このゾーン30というのは、通学路だけではなくて生活道路のある一定の地域を一体的に指定をして、その地域の中で規制をかけるということで、このゾーン30というのは、住宅地内で住宅に住んでいる方々の合意を得た上で、村と警察と地域とで計画をつくって、そこの地域内の規制をかけるというものでございます。

スクールゾーンも基本的に規制、どちらも規制がかかるものですから、基本的にはこれは村で指定するものではなくて、警察署に地域と共に行政のほうで要望を出して、警察公安委

員会で規制をかけるというようなものになっておりますので、もしそういったことを学校なり地域で要望したいということであれば、まずはそういった声があるということを地域で合意の上で村のほうに申請していただければと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

いずれにせよ、地域、学校からの要望ということが大事だということが分かりましたので、そちらのほうは再度、学校等にお知らせをしていただければと思います。

あと、春から秋のところの通学路もあるんですけれども、逆に今度、冬の通学路、こちらの通学路の除雪、村のほうでどういった体制で取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

通学路の除雪につきましては、学校付近の通学路の一部は各学校の先生方がやっている場所もございます、そのほかにつきましては行政区の駐在員さんや保護者の方々、地域の方々に除雪を行っていただいているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

学校、行政区、保護者ということもありまして、なかなか長い距離だったりすると手作業でやるのは大変だと思うので、村のほうでの除雪機の貸出しというようなことがあるというのも私、区の役員になって今年初めて分かったんですけれども、そういった除雪機の貸出し、借りている行政区というのはどのくらいあるか、教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

除雪機の貸出しにつきましては、天栄村で協働の里づくりサポート事業ということで、住民の方が生活道路とか、さっきお話があった通学路などを除雪する作業をやっていただけるという地区がありましたら、村のほうで購入している小型除雪機を貸出しするということで、これ毎年、各地区の区長さんには、こういった事業があるので貸出し必要であれば申請していただければという話はさせていただいております。

その中で貸出しをしている行政区ですが、まず春日山につきましては、毎年冬期間借りて、地区で、本来であれば、これは村からその都度運搬して使うものなんです、春日山については、もう広戸小学校学区の通学路もはくということで、冬期間貸出しお願いしたいとい

うような申出があるものですから、毎年冬期間は春日山に置いて作業をしていただいている
というような状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

今、通学路をやっているのは春日山の行政区のみということなので、近年どか
雪が降ることがあり、これからもそういったこともあるかと思うんです。そうすると、
やはり確かに行政区長さんに毎年、サポート事業でありますということをお知らせはしてい
ただいていますけれども、もっと広くそういったことで貸出ししているのを周知していただ
いたほうが、村にあるということも分からない人も多分いると思うので、そちらのほうを周
知していただければと思います。

あとは、学校近辺で、やっぱり一旦停止のところがあると思うんですよ。そうすると、大
変残念なんですけれども守らない住民だったり保護者の方が見られるということも事実なん
ですけれども、交通安全週間って春、秋、年末年始、行っていると思うんですけれども、そう
いった日、週間以外、毎月 1 日だったか、交通安全の日になっているかと思うんで、そうい
ったときに防災無線とか L I N E 等で村民に交通ルールを周知させていただくということも
大切かと思います。

あと、そのときに駐在の方がそういったところに立って街頭指導をしていただくというこ
とも大変重要かと思いますので、そちらのほうをぜひ考えていただければと思います。

私の質問のほうは以上になります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員の一般質問は以上で終了いたします。

◇ 馬 場 吉 信

○議長（大須賀溪仁） 次に、4 番、馬場議員の一般質問の発言を許します。

4 番、馬場議員。

〔4 番 馬場吉信 質問席登壇〕

○4 番（馬場吉信） それでは一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

1、村防災対策の推進について。

近年、激甚化、頻発化する災害に対し、村として防災対策はどのように考えているのか。
また、対策に当たって地域との連携が不可欠だと思われませんが、連携に向けた村の取組をお
聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

防災対策といたしましては、ハード面では、河川やため池の浚渫や道路や橋梁の補強工事、防災備蓄倉庫や消防施設、防災行政無線設備の更新などを行っております。また、ソフト面では、住民の防災意識の向上を図るために、村内一斉避難訓練や防災士の養成、自主防災組織の活動支援、地区防災計画の策定などを進めております。

次に、地域との連携につきましては、駐在員会におきまして、こうした防災関係事業について村の考え方や計画を説明し、ご理解とご協力をお願いするほか、各行政区の方々にご参集いただき防災研修会を実施し、防災意識の高揚に努めております。

また、村内一斉避難訓練や地区防災計画の策定や改定に当たり、地区担当職員を配置し、伴走しながら支援するなど各行政区との連携強化を図っております。

今後こうした取組を継続し、災害に強い村づくりを進めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 村の取組について了解しました。ハード面・ソフト面、推進等も含めまして災害に強い村づくり、これを一生懸命やっているということは、よいことだというふうに思います。

私事になりますが、一昨年、村の交付措置によりまして防災士の資格を取得させていただきました。改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

地域防災計画に対して質問させていただいているところでありますが、村は地域防災計画、これを平成31年に策定をしております。地域防災計画とは自然災害などの発生における被害の軽減、または迅速な対応を目的として、地方公共団体、都道府県、市町村が策定する総合的な計画ということの位置づけになってございます。災害対策基本法第42条など、災害による被害を最小限に抑え、住民の生命、身体、財産を守るための体制づくり、これが目的とされているわけですが、村対象の災害として、地震、風水害、土砂災害、火山噴火、火災、豪雪災、これも午前中、小山議員が質問されておりました。そのほか福島県ですと原子力災害などが挙げられると思います。福島県に限らずですが。

計画の構想をちょっとまとめてみたんですが、基本計画、災害予防計画、災害対応対策計画、災害復旧計画、こういう流れですよというふうなことが書かれております。基本計画に関しましては、防災の基本方針、関係機関の役割、また情報伝達などが挙げられており、2番目、災害予防計画としましては、耐震化あるいはハザードマップ作成・整備、訓練等の実施ということがあります。

3番目に申しあげました災害緊急対策の計画、これに関しましては避難所の設置・運用、救助、医療体制、また物資の運送などですね。

4番目が災害復旧計画として、インフラ復旧、生活再建、これの支援、災害補償、こういう流れが計画の構成ということで位置づけられているわけですが、災害計画の特徴と重要性

としては、先ほど村長も答弁してくれましたがソフト面、これについて住民の参加、これは欠かせないということは申し分ないことでありまして、住民や自主防災組織のこれの参加、これが要となってくるのは紛れもないことでありまして、地域性に応じた対策、これは地形、あるいは気象、人口構成などもそれに反映されてくると言われています。

それと、31年に作成した更新の必要性、これは新しい知見や危険予知、いろいろな条件によって定期的な見直しが必要ですと、このように言われております。東日本大震災から14年が経過し、どこことなく災害意識が薄れてきているように感じられる昨今ですけれども、今月15日に行われます村の避難訓練、これは防災意識の向上に大変役立つというふうに思っておりますし、私も参加をさせさせていただきます。

ハード面の公共インフラ、これにつきましては予算の枠の中で毎年計画的に整備をしている状況かと思いますが、ソフト面、この強化、また更新がこれは必須であろうというふうに考えます。今年12月の定例会で齋藤議員が質問されている内容と重複しますが、消防団、これをはじめとする防災に関わる組織名、また人員数、これをお聞かせください。

また、私も取得させていただきましたけれども、防災士の現状の人数、それと今年度の応募の状況なども併せて教えていただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

まず、防災に関わる組織ですが、総務課管轄で見ますと3組織につきまして申し上げたいと思います。

まず、それぞれの行政区を単位としまして構成されております自主防災組織でございますが、各行政区に配置しておりまして22組織、人員はそれぞれの地区の方々が全員対象となっているところでございますので、全村民を一応対象としているところでございます。

続きまして、天栄村消防団でございますが本部と各分団4分団でございます。こちらは各旧村単位に分団が置かれておりまして、そちらが22班でございます。令和7年度に関しましては本部役員及び団員含めて155名の体制でございます。

続きまして、消防団を支援するということで、消防団の活動支援隊という組織がございます。こちらに関しましては22班に配置をしておりまして、今年度に関しましては81名の体制でございます。

続きまして防災士の人数でございますが、村内における取得者に関しましては前年度末まで29名ということで承知をしております。そのうち、馬場議員さんも取得していただきましたように村奨励金における取得者が3名で、村職員の取得者が9名、そして消防団の役員が取得しておりますが、その方々が7名、そのほかが10名でございます。

また、最後でございますが、今年度の防災士の応募状況ということでございましたが、行政区の区長さん等にチラシ等の回覧をお願いをしていったところでございますが、現時点におきましては、まだ申込みはいただいていないという状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 了解しました。

最後の質問になりましたけれども、防災士ということで話を続けますが、4月にこのようなチラシが回覧されまして、非常によく、防災士ってこうだねということが書かれておりまして、防災士としてはということで、リーダーシップを発揮しと、地域ですね、常時の地域における防災体制づくりの中核となるとともに、災害時には地域防災活動の先導役として活動ができますよと。括弧書きで地域の防災リーダーですというふうなこと、非常によく内容を凝縮して、防災士資格取得奨励ということでなっているわけですがけれども、ゼロという現状で、今年は伺ったところ、例年ですと7月ですね、私も取得したのが7月の最終の土日、講義を受けて、その次の日の3時以降が試験と。そのステージで合格しないと、救急救命のほうの次のステージの取得の段階に行けないということだったんですけれども、今年は9月で、まだ少し申込みの余裕があるような話を実は総務課さんのほうからお聞きしましたが、その辺について再度確認をしたいんですけれども、今年の防災士の試験、まだ間に合うかどうか、その辺についてお聞きします。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今年度の防災士の講習会でございますが、今議員お話しいただきましたように、郡山市で通常7月でございますが、今年度は郡山市で9月に開催されるということで承知をしております。募集の受付に関しましても始まったばかりということで承知しておりますので、先ほども申しましたように、今の時点では申込みをいただいておりますが、再度、駐在員の方を通じて周知をさせていただきまして、募集者を募ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） ありがとうございます。

まだ期間があるということなので、これ災害が起きた場合、どうしても行政の関係者は本部、村の中でも自分の中でも役場そのものも災害等も起きないという保証はないので、本部を固めることに専念することが重要になってきますし、当然、地域の情報収集含めて、いろいろと大変な状況が起きると。そんなことも含めて防災士、今、総務課長のほうから推進しますというふうな回答だったので、ぜひともいいものですから推進していただきたいと思い

ます。

それに加えてですけれども、6月1日に自主防災組織、これを対象にしました15日の避難訓練の説明会があった。私どものほうの区長さんも出席されて資料も頂いて、実は私ももらってきましたけれども、非常に毎年区長さんが替わってしまって、行政のほうでも同じような説明をまたすると。今年もいろいろな質問が出たという話も聞いておりますが、なかなか説明するのも、内容も少しずつ変わっていくし、周知されるのも難しいと思うんですね。

そういっても、防災を被害が広がらないように人的なことも含めてですけれども、いろいろと処置はしなくてはいけないということになるものですから、地区に防災士の人をなるべく1人、取得してもらえることが理想は理想なんです、その人たちが防災の一役を担って、毎年いろんな形で変わるものの行政サイドのまとめ役として地域の安全、それを推進していくと。災害に対する安全、要望も含めてですけれども、非常に大切なことではないかと実は思っております。

地域防災計画を強固なものにするには、地域ではなく地区の防災に関する人材育成と体制の構築が、これは文字どおり非常に大切だと思っております。防災士取得奨励についての文言にもありますけれども、自助・共助・公助、自分を守る、地域や近隣の人を助ける、それで公助は国・県、行政等の支援、これが3つの助けるということも書かれておりますので、役割分担、これをしつつ防災・減災を進めていくことが非常に大切だというふうに思っております。これについて災害対策本部長であります村長のコメントをいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

今は激甚化する自然災害に、どう村民の命を守るかというようなことで、この地区防災計画というのも策定をしていく中で、一度、土砂災害警戒情報が夜中ですか、11時ぐらいに発令をされまして、そのタイミングを見ながら避難、そしてエリアメール等々、防災無線、行政無線を使いながらやったんですが、一番危険性の高いところの集落の方が誰一人避難しなかったという経過がありました。それは砂防ダムが設置されて、これまでそういう土砂崩れもなかったし、砂防ダムができたので大丈夫だという安心の下に避難がされなかったというようなことを踏まえて、今どのような災害に発展するか分からない中で、いかに村民の皆さんの命を守るかという中で、自分たちの地域、自分がどういうところに住んでいるのかと、それをいかに把握をしていただいて、いかに隣近所、協力し合いながら自分の地域、自分の命を守るかというようなことで、まずは避難をしていただく。その体制づくりというようなことで何度も訓練もしたり、あとは皆さんの意識づけ、この防災に対する意識の向上というようなことで取り組んでまいりました。

また、我々役場側としまして、災害発生を想定した招集訓練、発生した場合の避難所の設営、被害状況の確認など、これをシミュレーションした形で毎年想定の実施しながら防災力を高める取組もしてきておりますし、これまでも東日本大震災、台風、震度6弱の地震が度重なって起きてきた中で、この村の状況の中でも、どこが地盤が弱いところで、土砂災害の警戒区域についても、県から61か所、新たに公表されて、この後、指定というようになりますが、そういうものも踏まえて、いかにこの防災力を高めるかというような取組もしてきて、地域住民も自らその対応をしていただける、自分たちは、まずどこに逃げたらいいか、隣近所、どういう連絡の取り方をやったらいいかというようなことを訓練することによって命を守ること、訓練以上のことは災害が発生した場合にはできないと言われておりますので、ここをしっかりとやりながら、そして地区防災計画も間もなく完成はするわけではございますが、これが完成したから、その都度その都度やっぱり変わってきますので、常に見直しをしていくという取組もしながら、安全・安心な地域づくりを、しっかりと村づくりを努めていくという考えの下に、今後もさらに村民の命、そして暮らしを守るべく、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） いろいろと説明ありがとうございました。災害を想定した常々の注意喚起といいますか、あるいは情報共有、また体制強化、こういうのは切り離せないもので、日常の防災に対する心構え、これは非常に大切だと思います。

私が考える防災に関してですけれども、まずは家庭内で防災について話をすると、これが基本ではないかなというふうに考えております。万が一の場合、災害が起きる、予想しない災害ですけれども、まずは夕方、食事時でもいいんですが、ここで地震来たらどうするというのを家族の中で話をすると、これが文字どおり防災の身近な第一歩だというふうに思います。

俗に首都圏ですとライフライン、電気、ガス、水道とか言いますが、誰しものが、それが止まったらどうしようということを考えている人は少ないと思うんです。そういうことからスタートして、じゃこうしようと、じゃ、こういうふうにしたらいいかじゃないかと。じゃ、どこに逃げればいいんだとか、あるいは、どこにこんなものを備蓄しておけばいいんじゃないか、そういうことも数はあるあると思うんですけれども、話することが基本ではないかというふうに思います。

また、村公式LINE、これも6月1日のときに配付された資料の一部ですけれども、非常によくまとまっているし、登録についても流れ等について細かく説明してありますので、私もこれ、LINE登録をしているところですが、防災無線、私も村外にいるときが多いものですから、そのときでも天栄村の防災無線で流れていることが、文字、見える化で

自分の携帯に入ってくると。非常に役立っておりますので、こういう村公式LINE、これも活用し、防災に限らず情報収集すると、DXということで、さきに私も質問させていただきましたけれども、そういう今あるものを有効に活用するということも自分自身を守ることかと思います。一人一人が防災意識の向上に努めることが、これはやっぱり自分の身を守ることというふうにつながります。

「災害は忘れた頃にやってくる」と。自然災害は被害の記憶が薄れた頃に再び発生するという戒めの言葉だそうです。「備えあれば憂いなし」。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員の一般質問は以上で終了いたします。

ここで暫時休議いたします。

2時40分まで休みます。

（午後 2時23分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時40分）

◇ 吉 成 邦 市

○議長（大須賀溪仁） 次に、3番、吉成議員の一般質問の発言を許します。

3番、吉成議員。

〔3番 吉成邦市 質問席登壇〕

○3番（吉成邦市） 天栄村会議規則に基づきまして、2点ほど質問をさせていただきます。

1つ目、未利用となっている公共施設の管理について。

現在利用されていない公共施設について、天栄村公共施設等総合計画等に基づき維持管理されていると思いますが、総務省では、老朽化や防災上の必要性がある場合は支援を行うとされています。村では、この支援を利用する計画はできているのか、また利用されていない施設の管理と今後の利用計画ができていますのかお伺いしたい。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

総務省の支援としては、老朽化対策として公共施設等適正管理推進事業債の長寿命化事業が、また防災・減災対策として、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債がありますが、これらの財政支援措置はあくまでも施設を今後も継続して利用していくための施設整備に要する費用に対する支援となっておりますので、村では現

在、未利用の施設については、これらの地方債を活用して事業を行う計画は策定しておりません。

また、未利用施設の管理や今後の利用計画につきましては、天栄村公共施設等総合管理計画におきまして、用途廃止がされ未利用となっている公共施設などは特段の利活用計画がない限り、解体、撤去を図り、公共施設等保有数量の適正化を推進していくこととしておりますので、今後も利用しないと判断した施設に関しましては、財政状況を勘案しながら解体撤去及び売却などを進めてまいります。

なお、未利用施設について利活用するか、あるいは廃止するかなど、施設管理の方向性を決定するにあたっては、広く村民の皆様のご意見を伺いながら総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） それで、未利用施設いろいろあると思うんですが、こちらの、前にもお聞きしたんですが検討委員会があるというふうなことでお伺いしております。昨年度において検討委員会は開催されているのか、また開催されているとすれば、どのような答申をいただいているのか、お願いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

検討委員会に関しましては、昨年度は実施をしておりませんでした。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） 実施されていないということでしたが、3 月、智恵子邸の条例廃止というふうなことも議会で議決をしたわけですが、その辺について変化があったにもかかわらず、やっぱり開催していないということでしょうけれど、今年度そういうふうなものについてどのような考え方で、その公共施設の検討委員会を開催するのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

検討委員会に関しましては、先ほど村長の答弁にもありましたように、公共施設等で今後どのように使用していくか、また、まだ方向性が決まっていないところに関しまして広くご意見をいただくような機関として考えております。したがって、そういった事例がございましたらば、検討委員会のほうにお伺いをしたいというふうに考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 3月の条例廃止の件について、今年度は、検討委員会、開催するという
ことでよろしいのでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今、議員おっしゃるように、12月に上程させていただきました農村交流施設設置に関する条例
の廃止をする条例は、12月にご議決をいただきました。その後、こちらのほうは行政財産か
ら普通財産に用途変更いたしまして、今現在、総務課で管理をしているところでございま
すが、もうこの用途に関しましては、この農村交流施設に関しましては、この検
討委員会のほうには今のところは上げるという予定はしていないところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） すみません、12月でした、すみませんでした。

普通財産になったから、もう公共施設の検討委員会のほうには入らないというふうなこと
なんだろうけれども、その条例の廃止のときにも申し上げましたが、やっぱりもう目的あ
りきというか、そういうふうなことで条例の廃止というふうなことでしようけれども、やっ
ぱり今現在、総務課のほうで管理しているというようなことですが、お借りするというふう
なこととか、その利用は全くされていないのかどうか、お伺いします。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今現在、普通財産ということで村の財産で私ども管理しておりますが、今年に入りまして
ちょっと回数は分かりませんが、地域の方々から一、二回ほど貸していただきたいというこ
とで、普通財産としてお貸しした経緯はあったかと承知しております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） お貸しするというふうなことで二、三回あったということですが、利用
料の徴収はどのようにされているのか、ただなんだろう、それとも、ちゃんと利用料は
頂いているのでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

村では、普通財産の貸付事務取扱要綱を定めておりまして、普通財産に関しましては、そ
の要綱に基づきまして貸付等を行っております。その要綱に関しましては、行政財産の金額
的などところになりますが、行政財産の使用料の条例もございしますが、それに準じまして料金

のほうを徴収しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 利用料を徴収しているというふうなことです。本来であれば、そういうふうなまだ利用されるという予測がある場合には、やっぱり行政財産として利用料金を定めた条例があつて初めて利用されるというふうなことだと思います。今後のその施設の利用を考えて条例を廃止するというようなことでしたが、条例廃止の前にそういう使用させるなり、売却するなり、取り壊すなりというようなことがあつた場合には、やっぱり現実にそれが起きて協定とかが結ばれるまでは、本来であれば条例が残つて、そしてその協定に基づいて条例廃止というのが筋なんじゃないのかなというふうに僕は思っているんですが、今はこういうふうな形でやっていますので、今後そういうふうなことがあつた場合にはお願いしたいなというふうに思っております。

それと、利用されていない施設の管理と今後の利用計画ということで、前回も備品台帳の話をさせていただいたんですが、前回9月でしたか、備品台帳の整備はするということだったんですが、今現在、備品台帳の整理は行われているのか、お聞きしたいと思います。

それぞれのというふうなことですけれど、前回私がやったのは、今やっているスキー場だったんですけれども、未利用のやつが。スキー場に関しましてもそうですし、あと今指定管理者やっているキャンプ場、あとは季の里、そういったものの備品台帳は、やっぱり最後の原状回復というのを前回もお話ししたんですけれど、原状回復の中で、やっぱりそれがない限り原状回復ができないんじゃないかというふうなことです。

ですから、原状回復をさせるというふうなことで指定管理者の指定、または、そういう事業というか建物の利用の廃止というのを考えた場合には、原状回復の基になるものがないと、どうやって原状回復できないというふうなことです。その備品台帳をしっかりと整備してほしいというふうなことで前回お話ししたんですけれど、それはそれぞれの施設でやってあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えします。

先ほど言われました3施設については、備品台帳の整備を完了しております。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 失礼しました。追加でご説明を申し上げたいと思います。

先ほど議員がおっしゃった原状回復のところでございますが、各備品に関しまして、私も県町村会の法務、また、私どもでお世話になっております弁護士の先生にもお伺いしまし

て、そういった備品等に関しましては経年劣化、また償却も含めまして償却資産等でございますので、新しいものにして返すというようなことはしなくても大丈夫だということは、そのほうの専門家のほうに伺っているところでございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 備品台帳整備されたということで、どうもお疲れさまでございました。やっぱりそれがないと指定管理者が替わる、そして施設を廃止する、全ての面において原状回復ができないというようなことでありますので、それは今後もきちっと整備していただければなというふうに思います。

そして、その原状回復の定義なんですけど、今、総務課長おっしゃったように、その減価償却があればオーケーというふうなことでございましょうが、まして今回うちのほうで指定管理でやっている部分については、全て村のほうで毎回、年度ごとにお金を支払って管理していただいているんですね。そういう中で、やっぱり弁護士さんに聞いたと言うんですけども、結局、法律の解釈というのは幅があって、弁護士1人がオーケーと言ったから、それは全てオーケーにはならないということをやっぱり理解しておいたほうがいいと思います。これは、やっぱりそのために裁判というのがあるんだし、弁護士というのは、いいのも悪いのも両方とも弁護できるんです。だから、その弁護士が言ったからオーケーというのは、ちょっと考え方が違うんじゃないかなというふうに思いますんで、その辺はよく理解していただければなと思います。

原状回復、やっぱりそれは住民の方が、貸出ししていたものを原状回復で返してくださいと言ったんだけど、いや、もう経年劣化で何もなくなりましたよと。毎年毎年、何百万も何千万も払っているということで納得いくかということです。それはやっぱり裁判をやったら納得いかないでしょう。そういうことだと思うんです。だから、やっぱりきちっとその原状回復の義務を最初からお話をして、しかるべき形にして、確かに茶わん1個壊れたのを返せとは言いませんよ、それはね。でも、やっぱりある程度の備品、什器とかは備品に入りますからね、安いので。やっぱり除雪機とかそういったものについては、ある程度の金額、30万以上ですか、備品の規定は。そういうものについては、やっぱりきちっと台帳を整備して、なおかつ、その利用で運営をしているわけですから、その運営をした利益は全部自分たちが利益としてもらっているんですよ。指定管理者というのは、その利益を自分たちで取れるというふうなことから指定管理者制度ができたわけですから、いちいち村にお金を渡して、それをもらわないというふうなことで、そういう複雑な使用料の許可を出さなくてもいいように指定管理者できているわけです。その辺はやっぱり理解して、なぜこの人たちを指定管理者にするのかというふうなことと、やっぱりそこで何年間か、今だと3年とか5年という

ふうな形でしょうけれども、そこで営業で利益を出すというようなことで自分たちでやっているわけですから、それをやっぱりそういう減価償却終わったからいいですよというのは、やっぱり一般村民というか我々からしたら、え、それはちょっと違うんじゃないのという、納得がいくか、いかないかというところもあると思いますので、その辺はよく考えていただければなというふうに思います。

そして、先ほど村長のほうからも基金、今の維持されていない緊急防災事業債ですか、それぞれいろいろあったんですが、これ平成24年の笹子トンネルの事故を契機に、こういうふうなことで始まったと。大量に公共施設が造られたものが、現在その耐用年数なり使用のできない部分、そして少子高齢化によって学校等は要らなくなってきていると、縮小しているというようなことで、そのまま置いても利用ができないというふうなことなので、数々のメニューの中で新たなものにリニューアルしたり、そして長寿命化したりというようなことが国のほうでもそういうふうな形でやりましょうというようなことですね、除却も含めてですね。

これが今、僕の資料、ちょっと古いのかもしれませんが、令和8年が一応最終年度というふうなことになっているんですが、この令和8年度が最終年度というふうなことであれば、先ほど村長が言ったように、まだ計画されているものはないというふうなことだったんで、やっぱりある程度その中身を決めて、きちっとこういう7割、100%充当の70%が交付税措置というふうなことでありますので、そういうのも含めて、やっぱり段階的にその事業の形態なり除却。除却は、でも交付税バックがないから、これはただの借金になっちゃいますけれども、そういうのも含めてやっぱり考えておくべきなんじゃないかと思いますけれど、令和8年度で終わるということは、これはあれなんですかね、もうちょっと延長されているんでしょうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

議員おっしゃった緊急防災・減災事業債、また緊急自然災害防止対策事業債は、令和7年度までというふうには伺ってはおりますが、まだ発表されておりませんが、その部分は延長されるだろうということで、そういうような動きがあるということでございますので、お含みおきいただければと思います。

また、緊急浚渫推進事業債に関しましては令和11年までということになっておりますので、こちらのほうは申し添えさせていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 延長されるようだというふうなことです。ちょっと一安心というか、

やっぱりこういう有利な事業債があるうちにやるのが一番かなと。緊急浚渫のほうも11年まで延びたというようなことですので、天栄村、特に大里地区はため池が多いものですから、浚渫と、あとは、ため池の堤体の修理というか、強化事業というのもそこでできるというようなことを伺っていますので、その辺をしっかりとやっていただいて、今年は雨が多くて水不足があまり言われていませんが、毎年こんなに雨が多いとは限りませんので、やっぱりきちっと計画をつくっていただいて実施していただければなというふうに思っております。

それと、8年まで、当局のほうにもお伺いしたんですが、今、未利用のものを新たな形でリニューアルというか、統合したりそういうようなことで新たな施設にするというような考え方は、今のところ持っているのか持っていないのか、お伺いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

未利用施設、数か所ございますが、まず旧季の里につきましては、今借りたいという方々が何度か会議も持って、よりいい使い方をさせていただける、雇用の場にもつながるというようなことで方向性は決めてまいりたいと思っております。

ただ、またスキー場、風車等については、なかなかいい利用の仕方がまだ見いだせていない状況で、林野庁関係のものを借りているものですから、白河森林管理署との今協議もしておりまして、今後こういった活用の仕方、あとはその方向性を見いだしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） いろいろ悩ましいところではあると思いますが、特に今、季の里はやっぱり人も来ているし、利用のめどが立つんじゃないのかなというようなことと、ああいう人の集まる場所には、やっぱりそれなりに集客できる施設として、また再度利用していただければなと思います。

一番あれなのは、やっぱり風車とスキー場と思うんですけども、その風車もこの緊急防災事業ですか、それも含めてこういう事業だとリニューアルもできるというようなことで、大分大きい金額でのリニューアルも、須賀川の文化センターなんか二十何億でこの事業を使っているというふうなことです。ああいう営利になる施設が例えばこういうのに当たるかどうかというのは、僕もよく調べていないので分かりませんが、風車止まっちゃったから、でも、あのままだと、もう本当に朽ちるまで待っているしかなくなって、特にブレードは危ないんですね。落ちているのがいっぱいありますので、そういうのも含めて点検と、あと早めのその判断をしないと、やっぱり落ちてけがするとか、人は行かないと思います。

れども、やっぱりそういう事故が起きたら大変なことになりますんで、やっぱり設置責任というのは村にありますから、その辺も含めてやっていただければなというふうに思います。

あとはスキー場ですけれども、スキー場は、これからもう一回再稼働するというのはなかなか大変だと思いますけれども、やっぱりスキー場の立地的な部分を生かした中で再利用をやっぱり考えていただければなというふうに。特に子どもたちの遊ぶ場所とか、そういった冬の部分で雪に触れると、スキーじゃなくても。そういうものにリニューアルしていくというのも一つの手なんじゃないのかなと思いますので、その辺いろいろと大変な作業というか、ことでありますが、こういう事業のあるうちにリニューアル、またはそういった別の施設への転用というのも考えて実施していただければと思っていますんで、よろしくお願ひしたいと思っています。そういうのをお願いして1つ目の質問は終わりたいと思っています。よろしくお願ひします。

じゃ、次に2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

二十歳の集いの開催時期について。

3月定例議会において村内の高校生により陳情を受けた二十歳の集いの開催時期について、その後の対応についてお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

二十歳の集いの開催時期につきましては、3月定例会以降、内部検討を行い、令和7年度から令和9年度に二十歳を迎える方、並びにご家族を対象にアンケート調査を行いました。その結果は、令和7年度につきましては例年どおりの8月開催を望む声が多く、「1月は大学などの冬休みが短く帰省しない」、「県外へ就職している方は正月三が日しか休めない」などの理由が見られる一方、令和8年度、令和9年度につきましては1月開催を望む声が多く、「1月に開催する市町村が多いため高校の同級生にも会いやすい」、「多くが二十歳を迎えている」、「振袖を着たい、着せたい」などの理由が見られました。また、今回のアンケート結果を踏まえ、令和7年度に二十歳を迎える方を対象とした意見公聴会も開催し、ご意見をいただきましたが、8月開催を望む声が多数でありました。

村といたしましては、アンケート等でのニーズに寄り添い、今年度については8月開催、来年度以降については1月の開催に向けて、より良い二十歳の節目となる式典になるよう努めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） お答え、ありがとうございます。

再度アンケート取っていただいたということで、多分やっぱり8月開催できて、そういう

ふうな思いがあった方々は、今年すぐ、いきなり1月と言われても、なかなか難しいんだろうなというのは理解します。

ただ、この高校生の方々、やっぱり自分たちの持っているツール、そういったもので、これだけのことをやってきた、そして村へ陳情していただいたというようなことは、私たちとしてもすごい喜ばしいというか、すばらしいことだなというふうに思っております。こういう若者が天栄村にいること自体が、やっぱりいい村なんだろうなというふうに考えております。

やっぱりそういう思いを、今、村長さん言ったように、来年以降は1月開催というふうな形で実現に向けて努力するというようなことを、やっぱりこういうふうな形の議場の場でお話ししていただいて、すごい感謝を申し上げます。本当にありがたいなというふうなことで。

若い人たちの政治離れというか、こういう行政から離れている、ちょっと乖離した状態というのはずっと続いているわけですから、こういうものによって若い人たちが、ああ、自分たちの意見もきちっと通るんだなと。村長、もともと対話の村政というふうな話をされていましたが、これこそやっぱりそういったものに対する対話をしっかりしていくというふうなことだと思いますんで、ありがたいなというふうに。

今の方向性で言いますと、今年8月、来年1月と。令和8年は1月というふうなことで、陳情書の送付をしたときにも、8年度はやっぱり心配されていましたように着つけとか、そういった部分で大分混むんじゃないかというふうなことで、これも早めに決定をいただいて、早めにアナウンスしていただいて、そして二十歳を迎える皆さんが準備万端で令和8年度の二十歳の集いに臨めるようにお願いできればなというふうに思います。

本当にこういうふうな形で前向きにというか、もう早速4月、5月、まだ2か月の中でアンケートを取っていただいたというのはすばらしいなと思っていますんで、これからも、そのような迅速な対応をしていただいて、村民の声に応えていただければと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思っています。

二十歳の集いの開催時期については早めのアナウンスということをお願いしまして、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

なお、明日は休会とし、午後１時30分から全員協議会、その後、各常任委員会を開催いたします。また、明後日の本会議は午後１時30分より開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 ３時１２分）

6 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和7年6月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年6月12日（木曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 報告第1号 令和6年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告について
日程第 2 報告第2号 令和6年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告について
日程第 3 議案第1号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議案第2号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第3号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第 6 議案第4号 令和7年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 7 議案第5号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算について
日程第 8 陳情審査報告
日程第 9 各委員会閉会中の継続審査申出
日程第10 発議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の
十分な就学支援を求める意見書の提出について
日程第11 発議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1 番	齋 藤 寿 昭	2 番	石 塚 喜 吉
3 番	吉 成 邦 市	4 番	馬 場 吉 信
5 番	大 浦 トキ子	6 番	服 部 晃
7 番	小 山 克 彦	9 番	円 谷 要
10 番	大須賀 溪 仁		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸	副 村 長	揚 妻 浩 之
教 育 長	長 場 壮 夫	参 事 兼 総 務 課 長	小 山 富美夫
企画政策課長	森 和 昭	税 務 課 長	塚 目 弘 昭
住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	芳 賀 信 弘
産 業 課 長	大 木 伸 一	建 設 課 長	関 根 文 則
参 事 兼 会 計 管 理 者	熊 田 典 子	湯 本 支 所 長	星 淳
教 育 課 長	小 山 泰 明	生涯学習課長	櫻 井 幸 治

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒 澤 伸 一	書 記	石 井 貴 也
書 記	小 山 ちえみ		

◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、報告第1号 令和6年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 1ページをお願いいたします。

報告第1号 令和6年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告について。

続いて、ご説明申し上げます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、令和6年度天栄村一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり令和7年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

令和6年度天栄村一般会計繰越明許費繰越計算書によりご説明申し上げます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に申し上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、物価高騰対応生活支援商品券発行事業5,437万円、繰越額1,150万円、財源の内訳は一般財源1,150万円でございます。

続きまして、物価高騰対応重点支援給付金給付事業1,600万円、繰越額256万円、財源の内訳は国庫支出金256万円でございます。

2項児童福祉費、保育所移転整備事業8億6,339万円、繰越額5億2,921万円、財源の内訳は地方債5億2,540万円、一般財源381万円でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、戸ノ内地区ため池浚渫事業1,500万円、繰越額、同額、財源の内訳は地方債1,470万円、一般財源30万円でございます。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、児度安養寺線落石対策事業6,500万円、繰越額、同額、財源の内訳は地方債6,430万円、一般財源70万円でございます。

10 款教育費、2 項小学校費、小学校体育館施設整備事業8,877万円、繰越額、同額、財源の内訳は国庫支出金4,438万5,000円、地方債4,430万円、一般財源 8 万5,000円でございます。

3 項中学校費、中学校体育館施設整備事業8,040万円、繰越額、同額、財源の内訳は国庫支出金3,766万6,000円、地方債4,270万円、一般財源 3 万4,000円でございます。

合計11億8,293万円、繰越額 7 億9,244万円、財源の内訳は国庫支出金が8,461万1,000円、地方債が 6 億9,140万円、一般財源が1,642万9,000円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

本件は報告案件でありますので、これにてご了承願います。

◎報告第 2 号の上程、説明、質疑

○議長（大須賀溪仁） 日程第 2、報告第 2 号 令和 6 年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 報告第 2 号 令和 6 年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告についてご説明申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 1 項の規定により、令和 6 年度天栄村水道事業会計予算の建設改良費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり令和 7 年度へ繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

令和 6 年度天栄村水道事業会計予算繰越計算書によりご説明申し上げます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、愛宕山深井戸ポンプ更新事業、予算計上額 2,200万円、繰越額、同額、財源内訳、起債1,500万円、損益勘定留保資金700万円。

説明は以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

本件は報告案件でありますので、これにてご了承願います。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第 3、議案第 1 号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） 議案第 1 号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 10 日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例。

天栄村税特別措置条例（昭和 58 年天栄村条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村税特別措置条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料、議案第 1 号説明資料をご覧ください。

今回の改正につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 4 条に規定する基本計画の同意の期限及び基本計画で定める促進区域における対象施設の設置期限を延長するため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表にてご説明申し上げます。

第 3 条につきまして、省令で定める家屋または構築物を構成する減価償却資産及び当該家

屋または構築物の敷地である土地の取得価格の合計額が1億円を超える場合において、基本計画の同意期限及び対象施設の設置期限を令和10年3月31日まで延長し、当該固定資産税が課されることになった年度から3か年度分限り課税免除するものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第2号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） 議案第2号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中、「100分の7.55」を「100分の7.38」に改める。

第5条中、「2万3,000円」を「2万4,200円」に改める。

第5条の2第1号中、「2万円」を「1万9,800円」に改め、同条第2号中「1万円」を「9,900円」に改め、同条3号中「1万5,000円」を「1万4,850円」に改める。

第6条中、「100分の2.54」を「100分の2.58」に改める。

第7条の2中、「9,000円」を「9,400円」に改める。

第7条の3第1号中「8,000円」を「7,800円」に改め、同条第2号中「4,000円」を「3,900円」に改め、同条第3号中「6,000円」を「5,850円」に改める。

第8条中、「100分の1.96」を「100分の2.02」に改める。

第9条の2中、「1万円」を「1万300円」に改める。

第9条の3中、「7,000円」を「6,700円」に改める。

第23条第1項第1号イ中「1万6,100円」を「1万6,940円」に改め、同号ロ中「1万4,000円」を「1万3,860円」に、「7,000円」を「6,930円」に、「1万500円」を「1万395円」に改め、同号ハ中「6,300円」を「6,580円」に改め、同号ニ中「5,600円」を「5,460円」に、「2,800円」を「2,730円」に、「4,200円」を「4,095円」に改め、同号ホ中「7,000円」を「7,210円」に改め、同号ヘ中「4,900円」を「4,690円」に改め、同項第2号イ中「1万1,500円」を「1万2,100円」に改め、同号ロ中「1万円」を「9,900円」に、「5,000円」を「4,950円」に、「7,500円」を「7,425円」に改め、同号ハ中「4,500円」を「4,700円」に改め、同号ニ中「4,000円」を「3,900円」に、「2,000円」を「1,950円」に、「3,000円」を「2,925円」に改め、同号ホ中「5,000円」を「5,150円」に改め、同号ヘ中「3,500円」を「3,350円」に改め、同項3号イ中「4,600円」を「4,840円」に改め、同号ロ中「4,000円」を「3,960円」に、「2,000円」を「1,980円」に、「3,000円」を「2,970円」に改め、同号ハ中「1,800円」を「1,880円」に改め、同号ニ中「1,600円」を「1,560円」に、「800円」を「780円」に、「1,200円」を「1,170円」に改め、同号ホ中「2,000円」を「2,060円」に改め、同号ヘ中「1,400円」を「1,340円」に改め、同条第2項第1号イ中「3,450円」を「3,630円」に改め、同号ロ中「5,750円」を「6,050円」に改め、同号ハ中「9,200円」を「9,680円」に改め、同号ニ中「1万1,500円」を「1万2,100円」に改め、同項第2号イ中「1,350円」を「1,410円」に改め、同号ロ中「2,250円」を「2,350円」に改め、同号ハ中「3,600円」を「3,760円」に改め、同号ニ中「4,500円」を「4,700円」に改める。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は公布の日から施行する。

(適用区分)

第2項、この条例による改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の

年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料、議案第2号説明資料をご覧ください。

今回の改正につきましては、第3期福島県国民健康保険運営指針に基づき、各市町村の国民健康保険税水準の統一を令和11年度目標年度としていることから、安定的な運営と効率的な事業展開を行うため、令和7年度から段階的に税率等を定める改正により、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表にてご説明申し上げます。

第3条から第5条の2までにつきましては、医療給付費分の按分率を改正するものであります。

第3条第1項につきましては、医療給付費分の所得割額の算定に用いる率を「100分の7.55」から「100分の7.38」に改正し、第5条につきましては、被保険者均等割額を1人につき「2万3,000円」から「2万4,200円」に改正し、第5条の2につきましては、世帯別平等割額を1世帯当たり「2万円」から「1万9,800円」に、特定世帯については「1万円」から「9,900円」に、特定継続世帯については「1万5,000円」から「1万4,850円」にそれぞれ改正するものであります。

第6条から第7条の3までにつきましては、後期高齢者支援金等分の按分率を改正するものであります。

第6条につきましては、所得割額の算定に用いる率を「100分の2.54」から「100分の2.58」に改正し、第7条の2につきましては、被保険者均等割額を1人につき「9,000円」から「9,400円」に改正し、第7条の3につきましては、世帯別平等割額を1世帯当たり「8,000円」から「7,800円」に、特定世帯については「4,000円」から「3,900円」に、特定継続世帯については「6,000円」から「5,850円」に改正するものであります。

第8条から第9条の3までにつきましては、介護納付金分の按分率を改正するものであります。

第8条につきましては、所得割額の算定に用いる率を「100分の1.96」から「100分の2.02」に改正し、第9条の2につきましては、被保険者均等割額を1人につき「1万円」から「1万300円」に改正し、第9条の3につきましては、世帯別平等割額を1世帯当たり「7,000円」から「6,800円」に改正するものであります。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額の額を改正するものであります。

第1号につきましては、世帯の総所得が43万円を超えない世帯について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の7割を軽減するもので、基礎となる税額の改正によりそれぞれ改正

いたします。

第2号につきましては、世帯の総所得が43万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割を軽減するもので、基礎となる税額の改正によりそれぞれ改正いたします。

第3号につきましては、世帯の総所得が43万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の2割を軽減するもので、基礎となる税額の改正によりそれぞれ改正いたします。

第2項につきましては、未就学児の被保険者均等割額の減額について、第1号医療給付費分、第2号後期高齢者支援金等分を7割軽減世帯、5割軽減世帯、2割軽減世帯、軽減なし世帯、それぞれ改正するものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第3号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 10ページをお願いいたします。

議案第3号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、その他規定の整備を行い、福島県市町村総合事務組合同規約（昭和54年規約第1号）の一部を次のとおり変更する。

令和7年6月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

福島県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

福島県市町村総合事務組合同規約（昭和54年規約第1号）の一部を次のとおり変更する。

別表第1中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

別表第2第1項右欄中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

別表第2第4項右欄中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

附則。

この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合同規約の規定は、令和7年4月1日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

今回の規約の一部変更につきましては、福島県市町村総合事務組合の構成団体である南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日をもって解散しまして、本組合から脱退したため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

右側が現行、左側が改正案でございます。

別表第1及び別表第2中におきまして表記しておりました南会津地方環境衛生組合を、先ほど申しました理由によりまして削除するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 南会津環境衛生組合、これの解散はどういう理由のものなのか説明してください。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

この南会津地方環境衛生組合が解散した理由でございますが、南会津地方にもう一つ広域市町村圏組合という組織がございまして、そちらとこの南会津地方の環境衛生組合が統合されたために、この南会津地方環境衛生組合が解散したというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第６、議案第４号 令和７年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 12ページをお願いいたします。

議案第４号 令和７年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和７年度天栄村一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億８,０６０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４９億１,５６０万円とする。

（地方債の補正）

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

15ページをお願いいたします。

まず、第2表、地方債補正の追加でございます。

起債の目的及び限度額の順に申し上げます。

1、防災行政無線設備整備事業6,700万円。

2、西河原橋橋梁補強事業1億2,200万円。

3、関場地区水路改修事業4,840万円。

合計2億3,740万円。

起債の方法は、証書借入または証券発行。利率は年3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

なお、1の防災行政無線設備整備事業及び2の西河原橋橋梁補強事業につきましては、充当率100%、交付税措置率70%の緊急防災・減災事業債、3の関場地区水路改修事業につきましては、充当率100%、交付税措置率70%の緊急自然災害防止対策事業債の活用を予定しております。

次のページをお願いいたします。

続きまして、地方債の変更で、借入額の限度額の変更でございます。

1、四十壇地区ため池改修事業につきましては、工事費の増額に伴う限度額の変更によるもので、4,800万円から5,300万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

また、本事業につきましては、充当率100%、交付税措置率70%の緊急自然災害防止対策事業債の活用を予定しております。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳入歳出予算につきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額15万4,000円の増。こちらにつきましては、子どものための施設等利用給付交付金の増によるものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1,439万2,000円の増。こちらにつきましては、政府の物価高騰に対しての新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を今回計上したものでございます。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額7万7,000円の増。こちらにつきましては、福島県子どものための施設等利用給付交付金の増によるものでございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額254万3,000円の増。こちらにつきましては、福島県ICT推進市町村支援事業費補助金の増によるものでございます。

4目農林水産業費県補助金、補正額60万円の増。こちらにつきましては、震災対策農業水利施設整備事業交付金の増によるものでございます。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額25万9,000円の増。こちらにつきましては、参議院議員通常選挙委託金の増によるものでございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1,800万円の増。

続きまして、22款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額217万5,000円の増。こちらにつきましては、屋内運動場の屋根修繕経費のための共済金給付額を計上したものでございます。

続きまして、23款村債、1項村債、1目総務費、補正額6,700万円の増。

2目土木費、補正額1億2,200万円の増。

3目農林水産業費、補正額5,340万円の増。

各目とも地方債の追加及び変更でご説明申し上げましたとおりの増減でございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額450万円の増。こちらにつきましては、行政区協働の里づくり交付金の増によるものでございます。

3目財産管理費、補正額508万8,000円の増。こちらにつきましては、電子入札システムを導入するための委託料及び賃借料を計上しております。

11目物価高騰対応重点支援給付金給付事業、補正額1,439万2,000円の増。こちらにつきましては、先ほど歳入でご説明いたしました「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源といたしまして、令和6年度に実施いたしました、「当初調整給付」での給付で、不足が生じた方への給付を実施するために、総額といたしまして1,439万2,000円を計上しております。

4項選挙費、2目参議院議員通常選挙費、補正額25万9,000円の増。こちらにつきましては、第217回通常国会におきまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正が行われまして、6月4日に公布されたことに伴いまして、投開票管理者や投票立会人の報酬額が変更となったため、その差額分を計上しております。この7月に執行予定の参議院議員通常選挙から適用してまいりたいと考えております。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、補正額40万円の増。こちらにつきましては、天栄デイサービスセンターのボイラーの修繕費といたしまして、10節需用費に40万円を

計上しております。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額750万円の増。こちらにつきましては、てんえいふるさと公園での利用者の安全対策を図るために、グレーチング上部へ人工芝を設置する工事及び転落防止柵や門扉を増設する工事といたしまして、14節工事請負費に750万円を計上しております。

5目農業施設費、補正額5,410万円の増。こちらにつきましては、まず、大里南部の三ノ輪地区の三ノ輪池が防災重点農業用ため池に指定されたことに伴いまして、災害時の防災力の向上を図るため、ハザードマップを作成する費用といたしまして、12節委託料に70万円を計上しております。

次に、今坂の四十壇地区のため池を改修する追加費用といたしまして500万円、湯本の関場地区の水路を改修する費用といたしまして、4,840万円を14節工事請負費に計上しております。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、補正額1億2,200万円の増。こちらにつきましては、高林地区、西河原橋の橋梁補強工事といたしまして、14節工事請負費に1億2,200万円を計上しております。

9款消防費、1項消防費、5目防災行政無線管理費、補正額6,700万円の増。こちらにつきましては、現在使用しております村防災行政無線の操作卓等を更新する費用といたしまして、14節工事請負費に6,700万円を計上しております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額35万円の増。こちらにつきましては、村外の私立幼稚園に通園しております園児の施設利用料及び給食費補助といたしまして、18節負担金、補助及び交付金に35万円を計上しております。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額65万9,000円の増。こちらにつきましては、天栄中学校体育館脇のインターロッキングを補修するために、14節工事請負費に65万9,000円を計上しております。

6項保健体育費、4目天栄体育施設費、補正額435万2,000円の増。こちらにつきましては、屋内運動場の屋根を修繕する費用といたしまして、14節工事請負費に435万2,000円を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。

2時半まで休みます。

（午後 2時07分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） 2 点ほどお聞きしたいと思います。

まず、1 点目、19ページの総務管理費の一般管理費の中の行政区協働の里づくり交付金、こちら何件ぐらい、件数出ているのかと、あと、ちょっと内容が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

19ページの行政区協働の里づくり交付金450万でございますが、こちらのほうは5 地区から新たに要望等がございまして、この交付金ですと1 行政区当たり90万と想定をしておりますので、5 件分ということで計上させていただいております。

内容でございますが、今、ご要望いただいて、これから協議になりますが、祭りの旗等の支柱の交換等や各用水路の草刈り等に関しましてご要望をいただいているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

もう一点が、20ページ、こちらの教育費の中の天栄体育施設費、屋内運動場屋根修繕工事請負費なんですけれども、こちら季楽里だと思うんですけれども、こちらは建ててどのぐらいの経過年数なのか教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

こちらの屋内運動場の屋根修繕工事請負費でございますが、季楽里ではなくて、老人福祉センターの脇にあるゲートボールで使ったところの屋根で、あそこを屋内運動場と呼んでおるんですが、そのところの修繕工事で計上させていただいているところでございます。

こちら3 月に強風等がありまして、屋根等がちょっと壊れたというところで、今回、この工事請負費としまして計上させていただいたところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） すみません。ありがとうございます。

ゲートボール場とかは、今、使用頻度ってどのぐらいというのが分かりますでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 櫻井幸治 登壇〕

○生涯学習課長（櫻井幸治） お答えいたします。

屋内運動場の使用頻度でございますが、令和6年度におきましては延べ120回ほどの利用がございました。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

その120回、どういった方々が使っているかというのも教えていただければ。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 櫻井幸治 登壇〕

○生涯学習課長（櫻井幸治） お答えいたします。

使用の内訳でございますが、主に天栄中学校の野球部が雨天時に使っているというところでございます。そのほか一般の方でも野球の練習やサッカーの練習、主に雨天時、そちらのほうで使用しているというのが現状でございます。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

野球部が使っているということを私も初めて知ったんですけれども、広く、そういった野球の活動でも使えるのであれば、サッカー等も使えるような感じにしていいただければと思います。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 20ページ、お願いします。

農業振興課の中でのてんえいふるさと公園整備費750万、これもう少し中身、内訳詳しく分かれば、金額ごとに教えていただきたいと思うんですけれども。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） それでは、ご質問にお答えいたします。

こちらの補正予算の内容ですが、転落防止柵の増設、グレーチングに係る人工芝、門扉、排水池の窪地がございまして、そちらの埋め戻し、あと、排水溝に穴が空いていますので、そちらの縞鋼板の蓋がけ、あと、既設の排水路に簡易ゲートがございまして、そちらの撤去のほうを上げております。

以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 工事名を聞く内容もそうですけれども、その内訳、だから、芝が幾らかかって、グレーチングが幾らかかってという、そういう中身をちょっと教えてくれと言ったんですよね。お願いします。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほど産業課長のほうから、それぞれの工種に関しましてご説明を申し上げまして、このトータル額750万ということでございます。これからそれぞれ工種の金額が出てきますが、これからこの部分に関しまして……

〔発言する声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 失礼しました。

先ほど産業課長のほうが工種に関してご説明を申し上げました。先ほど申しました工種で一体的に入札をかけるわけでございます。今ほど議員おただしの金額等に関しましては、これから入札等でのこともございますので、細かな点に関しましては今回ちょっと伏せさせていただきまして、トータルの先ほど申しました工種で今回この工事請負費を発注するというところでご承知おきいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） そうか。まだ概算的に役場で把握している金額は入札前なので提示できないと、ただ、総額的には役場では750万で上げたいと、そういう事業計画で補正で上げたというわけですね。

それは決定してから、また後ほど教えてもらうようになるんだろうと思いますけれども、その後にはふるさと公園広場の遊具関係、フェンス関係、芝関係、これ管理はどこで請け負うのか教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えします。

こちらの管理については、まだ全く決定しておりませんので、今後、検討してまいります。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 管理はまだどうするか決まっていないということなんですけれども、これ公園広場ですから、子どもたちが遊ぶところですよ。だから、子どもたちが遊ぶのには、やっぱりケガのないように、安全策を取って管理しなきゃならないことだと思うんですよ。

それを管理もそうですけれども、管理を委託するのか、振興公社でやるのか。振興公社に年間900万補助金出しているんだから、その内訳の中でやってもらえるのか、そういう考えはあるのか、ないのか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えします。

まず、芝生の管理、刈り払い等になりますが、これもシルバー人材センターで、今も周りの管理もしていますので、そちらについてはシルバー人材センターに委託をする方向で、検討をしてみたいと思います。

また、この遊具というよりも、門扉をつけたというのは、前にも全員協議会でお話をしたように、あの一帯に大型の害獣が出没したりというようなことがあるものですから、朝晩はその門扉で閉めるというような管理はしていきたいと考えております。

そのほかについて、防犯上については防犯カメラが設置されるものですから、そういったところの対応というようなことで、門扉の開け閉めについては、当然、道の駅季の里天栄、振興公社のほうで管理をしていただくのが一番経費でもそれほどかからないでやれるものだというようなことで、今後、協議してみたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） どこに委託するのもそれは結構なんですけれども、人工芝だっけか。

〔発言する声あり〕

○9番（円谷 要） 天然芝。天然芝か、あそこに張るのは。天然芝の管理は、どういうふうに取り扱うことを考えているんですか。例えば、羽鳥の交流センターの芝は年間80万ですよ、管理委託頼んでいるのは。人工芝だとそんなにかからないんですけれども、天然芝だと大変ですよ、やっぱり。経費はかかりますよ。その経費はどこから出すのか、計画。どういうふうに計画しているんだかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） まず、遊具回りについては人工芝を張るようになりまして、それ以外の部分については天然の芝というようなことで、今もシルバー人材センターで刈り払い等をしていただいています。羽鳥の交流センターのように、そこを合宿とか何かで利用するものと違って、芝を張って、その後、個々の役場の東側の広場のように、そこもシルバー人材センターで定期的に刈っておりますので、そのような発注の仕方、契約の仕方をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） そのシルバーセンターに管理委託するというよりも、芝のプロじゃないんですから、やっぱり誰かに委託するような形になりますよね、もし、芝が枯れ始まったり何かしたときには。だから、そういう工事費とかシルバーセンターに委託する委託料とかというのは、あそこに補助金出している900万の内訳でやるのか、やらないのか、また、新たに経費をつくるのか、つくらないのか、それを聞いているだけ。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

今ほど議員がおただしの振興公社との契約については、トイレとか道の駅のエリアというようなことでの契約なものですから、今回の公園、遊具の回り、その草刈り等については、別物としての予算立てをしながら進めていく考えであります。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 取りあえず、あそこは道の駅の一部ですから、だから、道の駅の一部なんだから、道の駅の中身で管理するような形態を持っていかないと、それは別、これは別って、1か所の中に別々といって予算を立てたのでは、それは誰が見たって金額が小さいから見逃しちゃいますよ、みんな。だから、一括でやってもらわないと困るんですよ、いくら多少の金額でも。道の駅なら道の駅の振興公社でやっているんだね、株式会社ね。だから、村長が社長なんだから、そういう中身では、やっぱりそこは一括でやってもらわないと、それは別立てで、そこは費用をつくりますなんか、そういう話じゃ困りますよ、やっぱり。

あそこは一括で、道の駅の一部なんですから。その900万を有益に使ってもらわなきゃ困るんですよ。人件費に充てないようにしてもらって。そういう計画性を持ってもらわないと、やっぱり幾らでも申請来ますよ。あそこ壊れたからお願いします、ここやったからお願いしますと。それが度々重なれば、金額はそれで収まらない時期も来ますよ、やっぱり。そうすると、補正予算追加で。そういう計画じゃなくて、その中でやってもらわないと困るんですよ。そういう考え全然ないんですもんね。別立て、別立てばかり言っていて。それでは困りますよ。予算なんかどこにあるんだか分からないけれども。一般財源でやるようになるんでしょうけれども、そういう予算のつくり方では困ります。

前には私は言わなかったんですけれども、保育所の問題でもそうでしょう。あれだって継続事業だから、本当は減額補正なんかしないで、繰越しでやっちゃって、足りない分を補正出せばいいわけだ。目くらましみたいなことをやって、1,500上乗せで新規事業に上げちゃったんだから。そういうふうになってしまうと大変だから。それはそういう考えはないのか、やっぱり新たに新たにつくっていくのか、村長の考え、予算というの。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

議員おただしのことは十分分かりますが、あそこは公園として、遊具があつて、道の駅の施設とは別物でございます。今後、あの一帯を花を植えたり、人を呼べるようなもの等少しずつやれるというふうなことで、森林再生事業で整備もしてきましたので、その管理を振興公社というわけいもいきませんので、シルバー人材センターができるような範囲内で進めていきたいという方向性でこれからいい形でやれるよう検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 別物ね。道の駅は関係ないということですね。あそこの広場はね。そういうことでしょう。別物で考えてもらいたいということは、村長が言っていることは。あそこは道の駅でやるんじゃないくて、まずは単独で公園として運営する、そういう意味に捉えまますよ、別物と言われると。

そうじゃなくて、あそこ行くのはみんな一括で道の駅だとばかりに思ってくるんですよ、子どもの遊び場とかに行くのは。それはそれとして構わないですけども、だから、予算始まるのはいいんですけども、予算を立てるときに、その5年後の契約とか、芝を張り替えば幾らかかりますとか、そういうある程度試算を、計画をしてやっていかないと、そのときだけばっと補正予算が上がるから、だから、みんなに文句言われるんですよ、何管理しているんだと。そういう管理じゃ駄目、計画性の管理ですから、先のことを考えてやらなきゃならない。あまり経費をかけないようにしなきゃならないし、村税を使うわけですから、一般財源を。

だから、そういうふうなやり方にして、何かうまくこっちの経費で一緒にできないとか、こっちの経費で一緒にできないのかという、そういうプラス思考で考えてもらわないと、みんな単独、単独でやってもらっては、なかなか予算というのは、分散されれば金額は小っちゃくなりますけれども、そういう考え方じゃなくて、今、使ってもらっている財源の一部を利用するとか、そういう考え方を持ってもらわないと困りますよ。私はこれで質問は終わりますけれども、よく検討のほどをよろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 農業施設費の中の委託料で、農業用ため池ハザードマップ作成委託料ってあったので、ちょっと詳しく教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

こちら大里地区にある三ノ輪池のため池のハザードマップ作成に要する経費になりますが、こちら三ノ輪池が今年の3月に防災重点ため池に指定されました。これによりハザードマップを作成する義務が生じたということで、今回の補正に上げさせていただいております。

この重点ため池と言われるものが基本的に要件がありまして、県のほうで指定するものなんですけれども、下流域に主要道路の国道も走っているということで、そちらが重点施設に当たるということもありまして、今回、重点ため池に指定されて、この指定によりまして、例えば、今後、このため池の機能強化等をする場合には、国のちょっと若干優位な交付金などを使えるような方向も考えられるということで、今回、このような予算を計上しております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 分かりました。この防災重点ため池、指定の基準が県のほうであるというようなことですが、今現在、村ではここ1か所ですか。

あと、そのため池が、多分こういうのになれば、堤体の強化とかいうようなことで有利なものが使えるということでしょうから、なるべく、大里地区は特にため池が多いものですから、そういう有利なものを使っていけるように、どんな形で重点ため池なるのかというのも教えていただければと。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

まず、重点ため池に指定されている村の箇所数でございますが、今回の三ノ輪池を入れますと7か所になります。

この要件でございますが、基本的にためられる量が1,000立米以上のもので、下流域に人家なり、重点施設があるというふうな想定で指定されるものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 1,000立米ということですから、まだまだ多分対象になるようなため池があると思いますので、ぜひ指定を受けていただいて、お願いしたいなというふうに思います。

それと、もう一つ、消防費の中の工事請負費で防災行政無線工事請負費6,700万というような形なんですけど、多分壊れたというふうなことでしょうから、しょうがないなと思いますけれども、今後、この6,700万では済まないのか、済むのか、その後の計画もあるのかをお聞かせいただきたいと。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今回、6,700万ほど計上させていただきまして、今現在、使用しております防災行政無線の操作卓、これは放送するときにマイクとかある卓なんです、こちらが壊れたので、こちらのほうを直すというか、新しくするために計上させていただいております。そのために計上しております。

この防災無線に関しましては、その操作卓のほかに親局という、その操作したものから音を出す仕組みのやつがありまして、すみません、こんな言い方で申し訳ないですが、それと、あと、そこから飛ばして各地区のほうにあります、何と言うんですかね、すみません、出なくて。

〔「スピーカー」の声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） スピーカーに鳴らすやつがあります。あと、湯本地区のほうにおきまして、湯本地区は峠を越えるものですから、あの湯本地区の上に中継局を挟んでおります。こちらから電波を飛ばしまして、中継局で湯本地区に落とすということになりまして、そういったもろもろの設備があります。そのほかにそれぞれの住宅のほうにその個別受信機というものを設置しておりまして、これを全てが防災行政無線という中身になっております。

平成23年の3月に今の新しいシステムにしまして、十四、五年もう経過しているところでございます。このデジタルにしましたらば、基本的には10年過ぎて交換時期ということでは各メーカーさんのほうには言われておりますが、村もできるだけ長くということで、今、使っているわけでございます。先ほど申しましたように、操作卓を今回直させていただいて、今後、予算の範囲内で、予算の動向を勘案しながら、先ほど申しましたように、親局、中継局等を年次交換し、できるだけ費用を少なく抑えながら年次的に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 丁寧なご説明ありがとうございます。

6,700万ということですので、やっぱり結構な金額、そして、今、説明いただいた全ての施設を交換するとなると、大分大きな金額になるんじゃないかなというふうに思います。緊急防災減災事業債かな、こちら使ってやっているということですので、やっぱりある程度のところで小っちゃく直していても、最後にもう一回全部直すなんていうのだと二度手間になるし、その辺はきちっと年次計画なり、そういうものでやっぱり無駄にならないように、計画性を持ってやっていただければと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今、議員のおただしのように、これから年次計画を作成しまして、それに基づきましてきちんと整備をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 19ページの一般管理費の地域課題解決支援についてであります。これたしか昨年度から始まった新規事業なんだと思います。ちなみに昨年度どのくらいあったのか、何地区でどういう内容だったのか、それを知りたいです。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 2時59分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時05分）

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お時間をいただきまして、ありがとうございます。

お答えいたします。

令和6年度の実績でございますが、8行政区から申請等をいただきまして、こちらのほう実施をいたしたところでございます。

主な内容でございますが、祭り旗の支柱交換等が4件、あと、地区の草刈りに関しまして3件等ございまして、これが主だった内容でございます。もう一度繰り返させていただきます。祭り旗の支柱の交換が4件、草刈りが3件、その他が2件というところでございます。

すみません。大変失礼いたしました。草刈りが、祭り旗の支柱交換が4件でございますが、草刈りは2件、その他が2件、合計8件ということでございます。大変失礼しました。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） その他って何ですか。たった2件だから、その他じゃなくてちゃんと内容を言ってください。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

その他に関しましては、危険木の伐採、あと、地域のお宮様の腐食の部分の修繕というところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 昨年度からこの事業始まって、地域の課題解決のためのやつだということなんですけれども、結構その記してある内容が多分地域の課題解決という、広範囲にわたると思うんです。これでなくちゃいけない、これでなくちゃいけない、あれは駄目だというのがなかなか決められない。そこで、これ規則で決まっているのかな。どの程度まで決められているのか、例規、文、文言、それ決まっていれば、ちょっと俺探したんだけど、どこにあるか分からないので、コピーしてもらえますか、地域課題づくりの天栄村の規則。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

25分まで休みます。

（午後 3時09分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時19分）

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。お時間をいただきまして、ありがとうございました。

先ほどの行政区協働の里づくり交付金に関しましては、議員の皆様方にお配りさせていただきまして交付要綱に基づきまして、各行政区に公募しているところでございます。

こちらの交付内容でございますが、事業主体としましては行政区が主体となっております。交付金の対象としましては、この第3条に記載させていただいておりますが、行政区の課題として住民の合意形成が図られた地域課題解決につながる事業と、また、その他村長が適当と認める事業ということで、交付金が90%、上限が90万ということで定めております。

こちらにもございますように、やはり地域の課題というのは様々でございまして、今、各地区におきましても、少子高齢化が顕著になりまして、地域の方々の力と申しますか、非常に人が少なくなっているというのが課題だと思います。そういったところで、なかなかできないという場合には、この協働の里づくり交付金を使っていただいて、様々な事業に対して解決を見いだしていただければということでございまして、こちらに記載しておりますように、特に対象事業というのは、今、定まっておりますが、先ほど申しましたように、昨年度は各地区においての旗が高齢化で揚げづらいなどの理由で、こちらのほうに要望が上

がりまして、それに関しまして実施をしたところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） それでは、昨年度の中で地区の草刈り2件、これの内容を説明してもらえますか。こういった状況で、どんな草刈りをしたのか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

昨年度実施の2件の草刈りでございますが、こちらのほうは急傾斜のところでございます、その地区におきましてやはり急傾斜で、高齢者がかなり多くなりまして危険だということで、その部分の草を委託して刈ったというところでございます。

〔発言する声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） もう一つでございますが、同じように用水路のところののりというんですか、同じように傾斜がきついというところで、そういったところも同じく草刈りをしたというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） この草刈りなんですけれども、急傾斜であるということ分かりました。

その地区は年齢構成、若い人は全くいないのか、自分たちでできるんだっただけなのか。というのは、ほかの行政区は多分ある程度のところは自分たちでやっていると思うんですけれども、その辺はきちんと精査してこれを認めたのか、どうなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

年齢構成等に関しましては、特段そのときに全体がお幾つだということでの調査はしておりません。ただ、区のほうから、年々そういった出られる方が高齢化をしていると、その中でそういった作業が危険になってきたということでのお話でして、それを地域の方々が総意ということで、やはり難しいということで、区長さんのほうからお話をいただきまして、そちらのほうを実施したいということでございまして、それを交付決定をしたというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） それはもちろん地域の方の総意はすぐに得られると思いますよ。草刈り出なくていいんだから、何だ村で金出してくれるのか、じゃいいんじゃないの、区長出しておけて、それはなりますよ。その辺はちょっと問題かなと思いますよ。

それで、例えば、その用水路の草刈り、急傾斜もあるでしょう。天栄村は中山間、今、19

地区、中山間に入って、行政区とかそういうところに入って、その中で水田の維持とか、あと景観の形成とかいろいろやって、その主な中心たる事業というのは草刈りなんですよ。まさかとは思いますが、この用水路ののり面の草刈りというのは中山間に入っているところか、入っていないところかというのは分かりますか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

今、産業課長に確認しましたところ、この地区に関しましては、その中山間等は実施をしていないという地区でございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 分かりました。

あと、もう一点、先ほど総務課長の説明で、草刈りを多分業者に委託してということなんですけれども、まさか自分たちでやって、自分たちで中山間と同じく日当をもらってというのは、確認なんですけれども、ないでしょうね。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えします。

ございません。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 分かりました。

これ交付要綱をもらったんですけれども、やはり、例えば、今年度、当初の予算幾らでしたっけ、総務課長。350ね、350。それで、今、6月で5件。この5件プラスどこか来ているのかな。足りなくなったから補正ということになったんですか。そこはどうなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

当初予算で金額計上させていただきましたが、その後の要望が、先ほど申しましたように5件ほど多くなったというところございまして、それで追加の補正予算を計上したところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 6月でこれだけ要望が来ているということは、これから1年間まだまだ来るんじゃないですか。来るということは、いい政策かどうかはちょっと分かりませんが、90万円をこうやって交付するのであれば、もうちょっとこの要綱についても厳格、

それで、草刈りにしてももうちょっときちっと調べて、交付決定に関してはより厳格に、ほかの地区でも納得がいくような、そういう厳格さが必要だと思いますよ。これもう来るやつ全部オーケー、オーケーでやったら、当初でも350の450で800万、何ぼあっても足りないんじゃないですか、補正組んでも。その辺のことは庁内でよく検討して、きちっとこういうのは駄目、ここはいいというのを細かく決めておかないと、これから本当に幾らでも金がかっちゃいますよ。

これはきちっとお願いしておきますから、決めてほしいというのと、もう一点、草刈り、先ほど中山間入っていないというところがありました。これはやっぱり役場の責任というか、役場の考え方としてしっかり中山間に入るような役場として誘導、誘導というか、入ってください、こうこうこういうのがあるんだから、中山間にぜひこの区で入ってくださいというようなことを持っていくべきだと思います。

産業課長、どうですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えします。

今年度、第6期対策の中山間を迎えます。なので、4月から新たに取り組む、取り組んでいない地区に対しましても、アンケートなり呼びかけをしまして、ぜひ取り組んでほしいということで推進はしております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） よろしくをお願いします。

村長、その規則の厳格化についてちょっと最後に考えをお聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

執行するに当たりまして、そこはしっかりと見極めて判断はしていきたいということがまずあります。

それと、ちょうど村の年度替わりと区長さんが代わるのが1月からというようなことで、どうしても私はそこちょっと疑問があるんですが、その中で、各区の中で新たな区長さん、そこでこの要望を聞いて、もんできて上がってくるのが3月、4月になってきてしまうんですね。その中で実施していくという、どうしても当初の予算の中に組み込めない現状これまでもありました。そういうところも早め早めに引継ぎ等の中でやっていただけるように、今ほどご指摘いただいた点につきましても厳格に進めていけるように、どなたが見ても、こういうことであればもう間違いないなと思えるような、そういう執行の仕方をしてまいりたい

いと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 分かりました。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、議案第5号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 21ページをお願いいたします。

議案第5号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条、令和7年度天栄村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条、令和7年度天栄村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書

中、「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額8,690万2,000円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額9,380万2,000円」に、「過年度損益勘定留保資金7,832万2,000円」を「過年度損益勘定留保資金8,277万7,000円」に、「消費税資本的收入調整額858万円」を「消費税資本的収支調整額1,102万5,000円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款上水道事業資本的收入、第1項企業債、補正予算額2,000万円の増。

支出。第1款上水事業資本的支出、第1項建設改良費、補正予算額2,690万円の増。

(企業債)

第3条、予算第5条に定めた起債に次のとおり追加する。

起債の目的、県道下松本鏡石停車場線排水管布設工事、限度額2,000万円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年3.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、政府資金については、償還期間30年以内のうち据置期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

令和7年6月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

24ページをお願いいたします。

令和7年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

資本的收入及び支出。

収入。1款上水道事業資本的收入、1項企業債、1目企業債、補正予算額2,000万円の増。

支出。1款上水道事業資本的支出、1項建設改良費、1目排水設備工事費、補正予算額2,690万円の増。

こちら大山工業団地及び大山住宅団地への水道を今後、需要量が増加しても安定供給を可能とするために、愛宕山配水池付近にて本管接続を実施するための工事請負費2,310万円及び委託料380万円を新たに計上するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、さきの定例会で継続審査となっておりました事件2件と、本定例会初日に総務常任委員会に付託となっておりました事件2件の4件について、総務常任委員会委員長からの審査の結果を求めます。

総務常任委員会委員長、吉成議員。

〔総務常任委員会委員長 吉成邦市 登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉成邦市） 令和7年6月12日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会総務常任委員会委員長、吉成邦市。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号3。

付託年月日、令和7年3月4日。

件名、国に対し「女性差別撤廃条例選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情。

審査結果、継続審査。

委員会の意見、政府において、司法制度や立法政策に与える影響及び実施体制等を検討している段階であることから、その議論等を参考に審査するため。

整理番号4。

付託年月日、令和7年3月4日。

件名、国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」の提出についての陳情。

継続審査。

政府において現在も議論を交わしているところであり、その動向を参考に審査することと

するため。

受理番号 5。

付託年月日、令和 7 年 6 月 10 日。

件名、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書。

審査結果、採択。

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就業・修学を保障するため、引き続き令和 8 年度以降も全額公費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保を国に求める。

地方自治法第 99 条に基づく意見書の提出。

受理番号 6。

付託年月日、令和 7 年 6 月 10 日。

件名、地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書。

審査結果、採択。

現在、地方自治体には、より新しく、極めて多岐にわたる役割が求められている状況にあることから、2026 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、これからの行政需要を的確に把握するとともに、諸課題解決のため地方財政措置の充実強化を図られるよう意見書を提出する。

措置、地方自治法第 99 条に基づく意見書提出。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 報告が終わりましたので、受理番号 3、国に対し女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書提出の陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号４、国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号５、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出の陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採決とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号6、地方財政の充実強化を求める意見書提出の陳情書について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（大須賀溪仁） 日程第9、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に、総務常任委員会委員長、続いて、産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順により申出願います。

議会運営委員会委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） 令和7年6月12日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会議会運営委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 （1）本会議の会期日程と議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 （2）地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いをします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、吉成議員。

〔総務常任委員会委員長 吉成邦市 登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉成邦市） 令和7年6月12日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会総務常任委員会委員長、吉成邦市。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 （1）総務常任委員会所管業務に係る研修並びに調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いをします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷議員。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要） 令和7年6月12日、天栄村議会議長、大須賀溪仁

様。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 （1）産業建設常任委員会所管業務に係る研修並びに調査研究及び広報公聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、馬場議員。

〔議会広報常任委員会委員長 馬場吉信 登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（馬場吉信） 令和7年6月12日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、馬場吉信。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

1、事 件 （1）議会広報活動のため取材並びに編集及び調査研究、研修。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査並びに調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付すること

に決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が2件ございますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 3時52分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時53分）

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第10、発議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、齋藤議員。

〔1番 齋藤寿昭 登壇〕

○1番（齋藤寿昭） 発議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和7年6月12日。

提出者 天栄村議会議員 齋藤寿昭

賛成者 天栄村議会議員 吉成邦市

賛成者 天栄村議会議員 小山克彦

天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

提出の理由です。

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するた

めに、引き続き令和８年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を国に求めるため。

意見書送付先

復興大臣

文部科学大臣

総務大臣

財務大臣

なお、意見書については別紙のとおりであります。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第11、発議案第２号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

３番、吉成議員。

〔３番 吉成邦市 登壇〕

○３番（吉成邦市） 発議案第２号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年6月12日。

提出者 天栄村議会議員 吉成邦市

賛成者 天栄村議会議員 小山克彦

賛成者 天栄村議会議員 齋藤寿昭

天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

提出の理由です。

現在、地方自治体は、より新しく極めて多岐にわたる役割が求められている状況にあり、人材不足も深刻化している。よって、2026年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、これらの行政需要を的確に把握するとともに、賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政の充実を図るべく、地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出するため。

意見書送付先

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣

なお、意見書については別紙のとおりであります。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎招集者あいさつ

○議長（大須賀溪仁） ここで招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 令和7年6月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、6月10日から本日までの3日間にわたりまして、令和7年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日成立を見ました補正予算、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、引き続き各種施策に全力で取り組んでまいります。

梅雨入りも間近になり、天候不順や朝晩の気温差など、体調を崩しやすい季節となります。議員の皆様におかれましては、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） これで招集者あいさつを終わります。

◎閉会の宣告

○議長（大須賀溪仁） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年6月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 8月26日

議 長 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 小 山 克 彦

署 名 議 員 円 谷 要

参 考 資 料

議 案 等 審 査 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	議決月日	結 果
報告 1 号	令和 6 年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告について	6 月 12 日	—
2 号	令和 6 年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告について	6 月 12 日	—
議案 1 号	天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	6 月 12 日	原案可決
2 号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6 月 12 日	原案可決
3 号	福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について	6 月 12 日	原案可決
4 号	令和 7 年度天栄村一般会計補正予算について	6 月 12 日	原案可決
5 号	令和 7 年度天栄村水道事業会計補正予算について	6 月 12 日	原案可決

議 員 提 出 議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
発議 1 号	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について	6 月 12 日	原案可決
2 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	6 月 12 日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
5	令 和 7 年 5 月 1 4 日	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情	福島県上浜町 10-38 福島県教職員組合 中央執行委員長 瀬戸 禎子	総 務 常任委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
6	令和7年 5月23日	地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情	福島県須賀川市八幡町 135 日本労働組合総連合会 福島県連合会 議長 加藤 政之	総務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件名	結 果
3	令和7年 3月4日	国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情	継続審査
4	令和7年 3月4日	国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」の提出についての陳情	継続審査
5	令和7年 6月10日	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書	採 択
6	令和7年 6月10日	地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書	採 択